

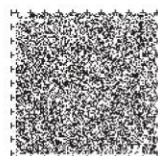
第5次焼津市障害者計画

フラッとピタッとやいづプラン

令和6年度～令和11年度



令和6年3月
静岡県 焼津市



はじめに

「第4次焼津市障害者計画」を平成30年3月に策定し、全ての人が共に理解し支え合い自分らしく暮らせるまちを目指してきました。

前計画の期間中においては、新型コロナウイルス感染症により、社会情勢や人々の暮らし等、障害のある人や子どもをとりまく環境は大きく変化しました。

また、「児童福祉法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正、「医療的ケア児及びその家族の支援に対する法律」の制定等、国の法律や制度の改正等が進みました。

本市においても、これらの変化に対応するため、令和3年3月に地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、「障害者基幹相談支援センター」を、令和5年度には、妊娠期から子育て期、学齢期に至るまでの切れ目のない支援を実施するため、「こども家庭センター」と「学校福祉部」を設置しました。

また、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する新たな支援体制として、「困りごとマルっとサポートセンター」を整備し、包括的な支援を行っております。

このような状況の中、国の新たな障害者基本計画を踏まえ、本市を取り巻く現状を様々な角度から精査し、これからの市の障害福祉施策を体系的に推進していくため、将来像を「お互いを理解し尊重し合い、全ての人が輝ける共生のまち焼津」とし、第5次焼津市障害者計画を策定いたしました。

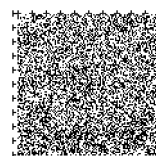
本計画は、多様化、専門化が進む障害福祉ニーズに対し、分野横断的かつきめ細やかに取り組む市の姿勢を反映させたものとなっております。また、福祉施策が「支え手」「受け手」に分かれることなく、寄り添いながら進めることをイメージし、「フラッとピタッとやいづプラン」という愛称としております。

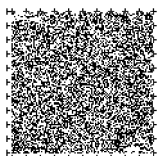
今後も、関係機関や協力団体等と連携しながら、障害のある人もない人も互いの考えや想いを、自然体で理解し合えるまちづくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた焼津市障害者自立支援ネットワークの皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

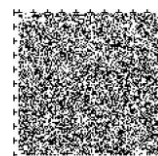
中野 弘道





目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 障害者施策に関わる主な関連法令・計画策定の動向	4
3 計画の位置づけ	5
4 SDGs（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）との関連	6
5 計画の期間	6
6 計画の対象	7
第2章 障害のある人の現状・課題	9
1 統計データでみる現状	11
2 アンケート調査結果からみる現状	15
3 関係団体へのヒアリング結果からみる現状	20
4 課題の整理	23
第3章 計画の将来像、基本理念	31
1 将来像及び計画の基本理念、基本方針	32
2 計画の施策体系の設定	33
第4章 施策の推進	35
基本方針 1 相互理解・相互尊重	37
基本方針 2 社会参加の促進	41
基本方針 3 療育・保育・教育の推進	46
基本方針 4 生活の安定と自立の支援	52
基本方針 5 福祉サービスの充実と保健・医療との連携	56
基本方針 6 生活環境の整備	66
基本方針 7 防災・防犯対策の推進	70
第5章 計画の推進体制	75
1 庁内連携体制の強化	77
2 地域における各関係機関・団体、企業との連携	77
3 焼津市障害者自立支援ネットワークの充実	77
4 計画の進捗管理	77



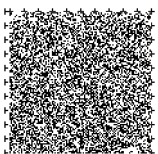
資 料 編	79
1 計画策定の経緯	81
2 障害者自立支援ネットワーク委員名簿.....	82
3 関連資料	83
4 用語説明	99

●音声コード「Uni-Voice」（ユニボイス）について

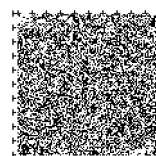
この計画冊子には、各ページの端に音声コード「Uni-Voice」（ユニボイス）を掲載しています。スマートフォン等で専用アプリ（無料）をダウンロードし、コードを読み取ることで、自動で文章を読み上げます。

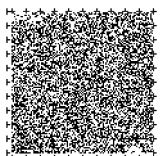
●用語解説について

計画書中に出てくる用語の内、「※」がついているものについては、資料編で用語解説を付けています。また、重要な用語については、頁下に用語解説をつけています。



第 1 章 基本的な考え方





1 計画策定の背景と趣旨

障害者計画とは、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるために策定するものです。

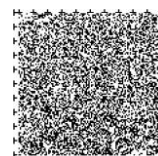
我が国における障害者施策は、国際連合の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の考え方に基づき、平成23年に障害者施策の基本的な考え方を示す「障害者基本法」が改正され、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）※」の施行、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※」の制定（施行は平成28年）等、様々な国内の法律や制度の改革が進められてきました。

また、近年では、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、市町村の包括的な支援体制の構築の支援などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、令和3年4月に施行されるなど、地域共生社会の取組の促進を図る法制度が改正されています。令和5年度を初年度とする障害者基本計画（第5次）でも、目指すべき社会像の一つに「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会を掲げています。

焼津市（以下、「本市」という。）においても、平成30年3月に「第4次焼津市障害者計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「全ての人が共に理解し 支え合い 自分らしく暮らせるまち」という将来像の実現を目指してきました。一方、前回計画の策定以降、国の法律・制度が改正され、社会情勢も変化しており、特に新型コロナウイルス感染症により障害のある人の暮らしは大きな影響を受けることとなりました。

そのため、本市では、前回計画の計画期間終了にあたり、国の法律・制度の改正に対応し、かつ、本市に暮らす障害のある人を取り巻く状況や課題、既存の取組の進捗等を把握した上で、計画を更新し、本市の障害者施策をさらに推進していく必要があります。

以上を踏まえ、本市で進めるべき障害者施策の方向性や目標を示した「第5次焼津市障害者計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。



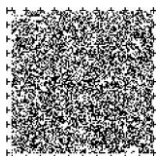
2 障害者施策に関わる主な関連法令・計画策定の動向

本計画においては、近年の法律、制度や計画等を新たに踏まえて策定します。

■近年の国の動向

年	国の主な法律・制度等
平成30年	「障害者基本計画（第4次）」スタート【計画期間：平成30～令和4年度】 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）※」制定、施行 ● 障害者が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備や支援の促進など 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）※」制定、施行 ● 障害者、高齢者等にとっての社会的障壁の除去など
令和元年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）※」制定、施行 ● 視覚障害者の読書環境の整備など
令和2年	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）※」制定、施行 ● 電話リレーサービスの制度化など
令和3年	改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（令和6年4月1日施行） ● 合理的配慮※ ¹ の提供が民間事業者を含め全面的に義務化など 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）※」 ● 医療的ケア児支援センターによる支援の充実など
令和4年	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）※」制定、施行 ● 障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進など 改正「障害者総合支援法」成立（令和6年4月1日施行） ● 障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置など 改正「児童福祉法」成立（令和6年4月1日施行） ● 児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、障害児施設の入所児童への自立支援の強化など
令和5年	「障害者基本計画（第5次）」スタート【計画期間：令和5～令和9年度】

※1 【合理的配慮】障害のある人と障害のない人との平等を基礎として、全ての人權と基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適切な変更と調整のこと。特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないということが条件となる。



☑ 「障害者基本計画（第5次）」の方向性

国が策定した「障害者基本計画（第5次）」では、方向性に「社会情勢の変化」が追記され、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点が踏まえられています。

また、「各分野に共通する横断的視点」では、共生社会の実現に向けた情報アクセシビリティ^{※2}の向上、障害のある女性、子ども及び高齢者等への配慮等の言及が追記されています。

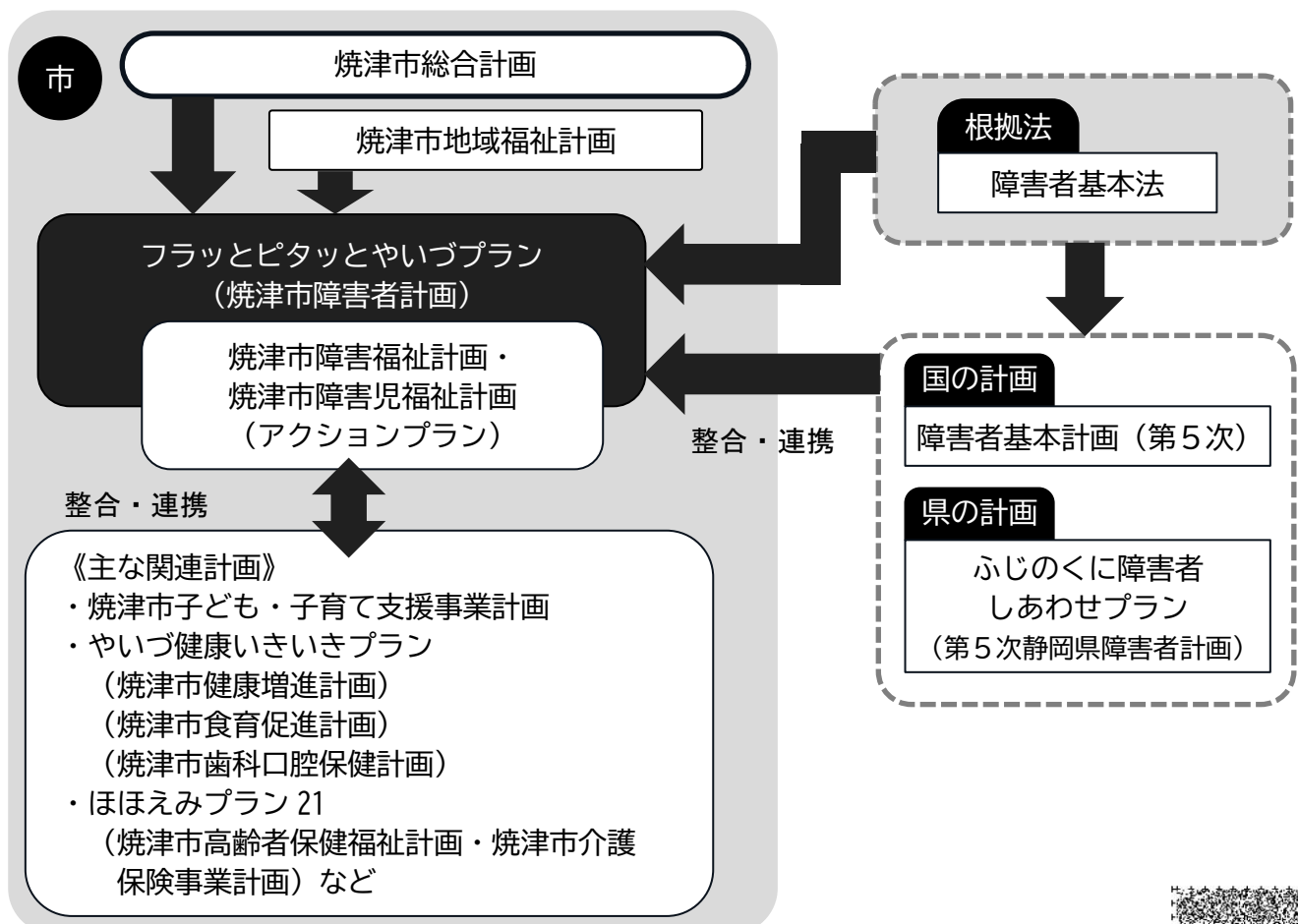
3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項を法的な根拠として策定し、焼津市の障害者施策の基本的な方向性や目標を示すためのものです。

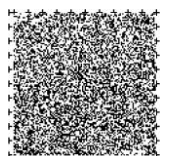
本計画は、「第6次焼津市総合計画」を最上位計画、本市の保健福祉分野の上位計画である「焼津市地域福祉計画」を踏まえ、他の関連する計画も策定にあたっての参考とします。なお、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者計画で定めた指針に基づき、障害福祉サービスの見込みやサービスの確保方策等を示す実施計画の位置づけとなります。

また、国の障害者基本計画（第5次）及び静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）」との整合を図ります。

[計画の関連イメージ]



※2 【アクセシビリティ】施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。



4 SDGs（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）との関連

SDGs は「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和 12 年（2030 年）までの達成を目指す 17 の目標が掲げられています。

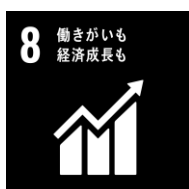
地方自治体は地域課題の解決や地域の活性化のために、地域資源を活用し、地域の旗振り役となって SDGs を推進していくことが期待されています。本市においても、「第6次焼津市総合計画」では施策との関連付けを行っており、障害者施策では、下記のとおり6つの目標を掲げています。

[第6次焼津市総合計画における障害者施策に関連する SDGs]

政策1 共に支え合い豊かに暮らせるまちづくり

1-4 共に生きる社会の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

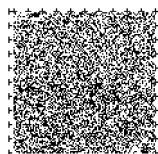


5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。ただし、国の法改正等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

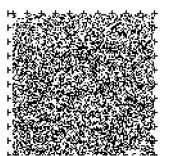
また、上位計画である「焼津市総合計画」は4年ごとに見直しを行うため、本計画の内容も、総合計画の見直し等に合わせて変更となる可能性があります。

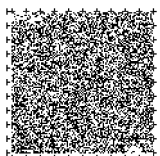
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
焼津市障害者計画	第4次		第5次（本計画）					第6次	
焼津市障害福祉計画	第6期		第7期			第8期		第9期	
焼津市障害児福祉計画	第2期		第3期			第4期		第5期	
焼津市総合計画	第6次（第2期基本計画）			（仮）第7次（第1期基本計画）				（仮）第7次（第2期基本計画）	
焼津市地域福祉計画		第4次					第5次		



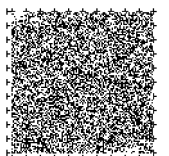
6 計画の対象

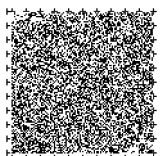
本計画は、市民、企業（事業所）、行政機関など全ての個人及び団体を対象とします。また、「障害のある人」「障害のある子ども」とは、障害者基本法第2条に定めるとおり、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。さらに、高次脳機能障害※や難病などに起因する障害のある者も含みます。





第2章 障害のある人の現状・課題





1 統計データでみる現状

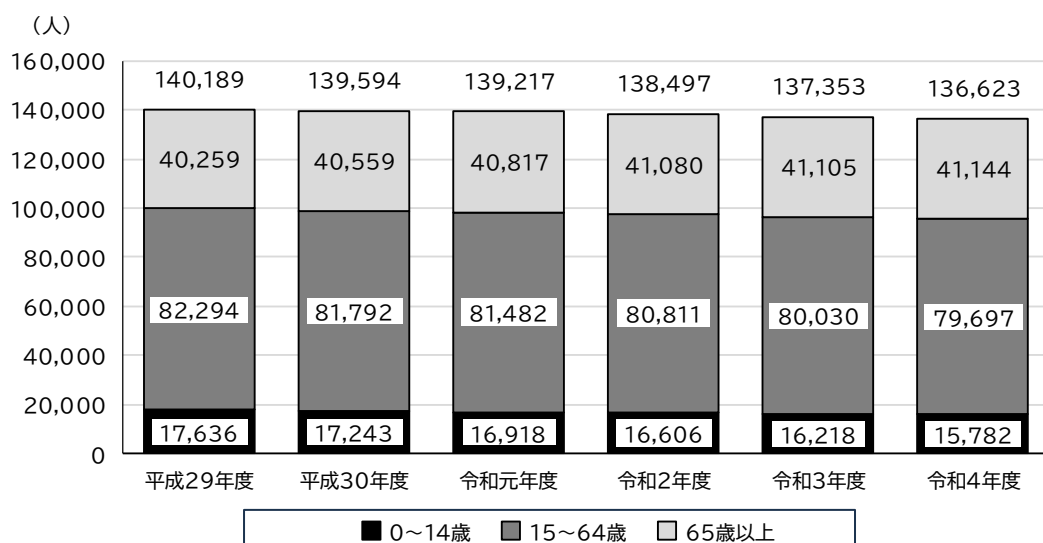
(1) 人口の状況

本市の総人口は減少しており、令和4年度は136,623人となり、平成29年度から3,566人減少しています。

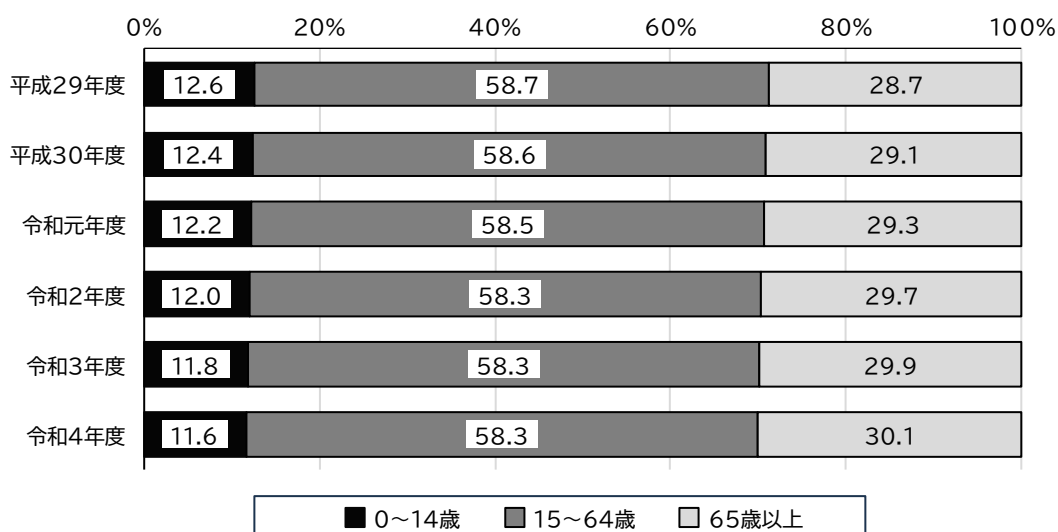
年齢区分別人口をみると、14歳以下及び15～64歳は減少していますが、65歳以上は増加しています。

年齢区分別人口構成比では、14歳以下の割合は低下しています。一方、65歳以上の高齢者の割合は上昇しており、少子高齢化が進行しています。

〔年齢区分別人口の推移〕

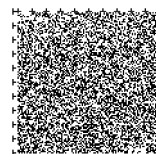


〔年齢区分別人口構成比の推移〕



(注) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

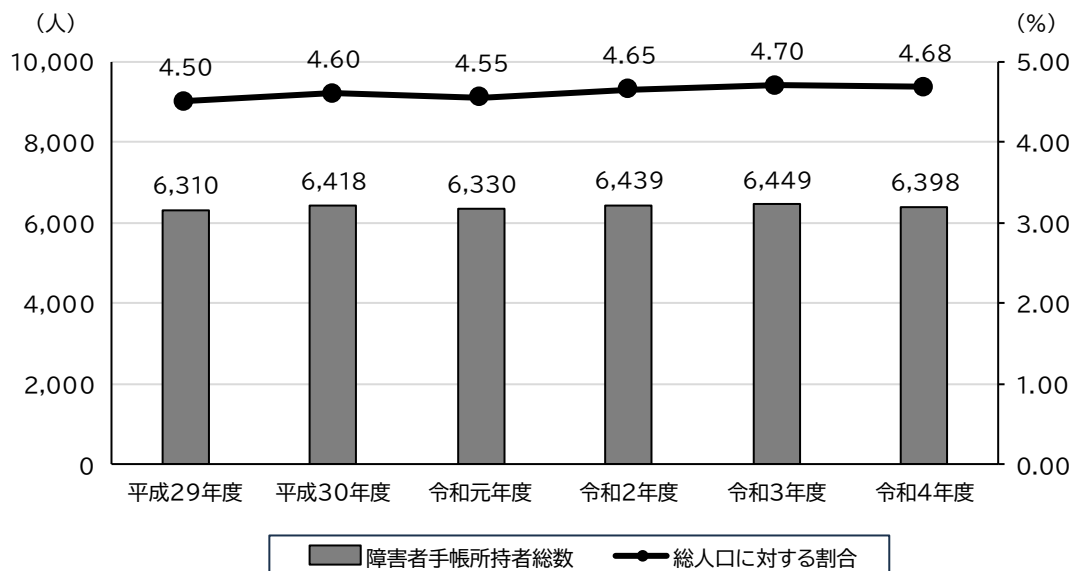
資料：住民基本台帳



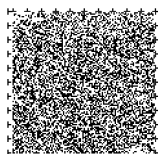
(2) 障害のある人の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は6,398人となっています。近年、本市の総人口は減少しているため、総人口に占める手帳所持者数の割合は漸増し、令和4年度は4.68%となっています。

〔障害のある人の人数〕



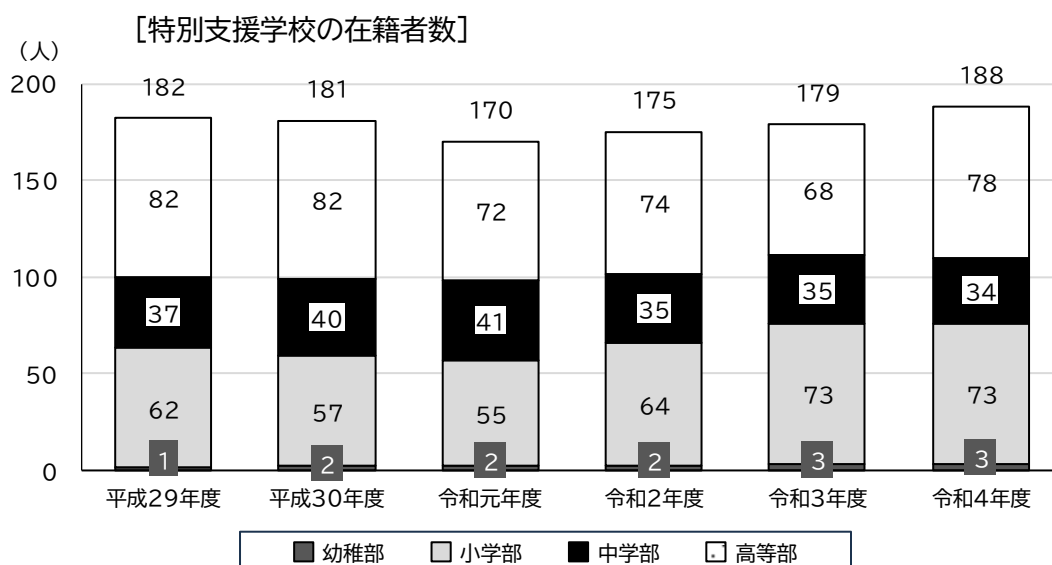
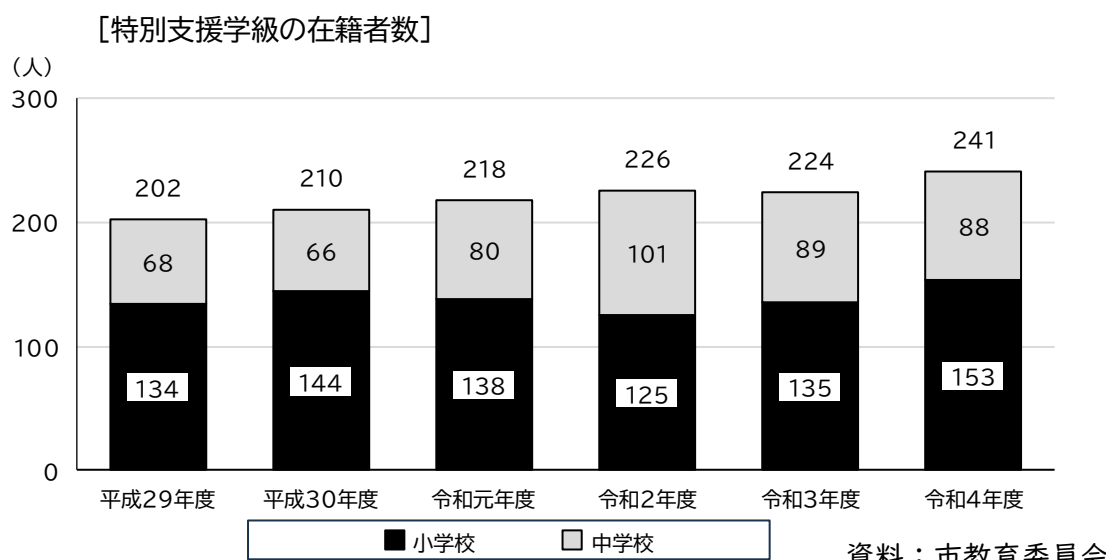
資料：障害福祉課



(3) 障害のある児童・生徒の状況

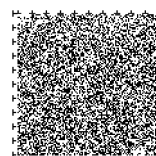
特別支援学級※³の在籍者数の推移をみると、小学校と中学校の合計数は増加傾向で推移していますが、内訳をみると、中学校は令和2年度以降減少する一方、小学校は増加しています。

特別支援学校※⁴の在籍者数の推移をみると、平成30年度から令和元年度にかけて在籍者が減少したものの、以降は増加しており、小学部で増加しています。



※3 【特別支援学級】 障害の程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害 や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。

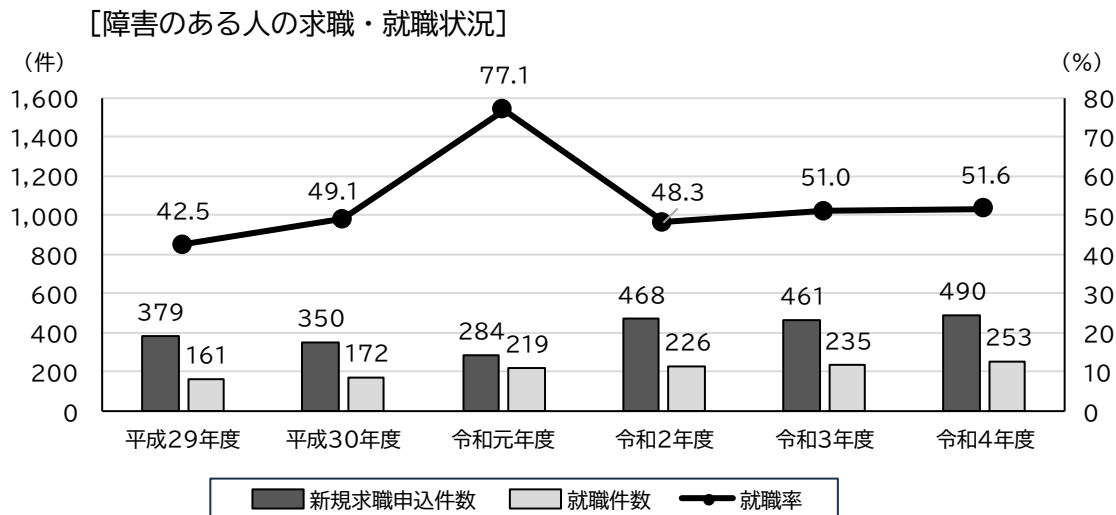
※4 【特別支援学校】 「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により創設され、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につける特別支援学校として位置づけられた。



(4) 障害のある人の就労の状況

① 障害のある人の求職・就職状況

障害者手帳所持者の新規求職申込件数と就職件数をみると、新規求職申込件数は令和元年度に減少しましたが、翌年の令和2年度は大きく増加しています。就職件数はゆるやかに増加しています。就職率は令和元年度の新規求職申込件数が少なかったため8割弱と高い就職率となりましたが、以降は5割前後で推移しています。



資料：ハローワーク焼津

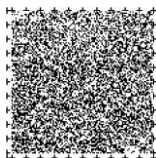
② 障害のある人の雇用状況

焼津市の障害のある人の雇用状況をみると、一般企業では令和4年度時点で1.71%と法定雇用率（2.3%）を下回り、全国平均・県よりも低い水準となっています。公的機関では令和4年度時点で2.83%となっており、法定雇用率（2.6%）を上回り、国よりも低いものの県よりも高い水準となっています。

[障害のある人の雇用率・雇用者数の状況]

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用率（％）	一般企業						
	焼津市	1.37	1.50	1.60	1.59	1.72	1.71
	静岡県	1.97	2.05	2.15	2.19	2.28	2.32
	全国	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25
	公的機関						
雇用率（％）	焼津市	2.35	1.38	1.01	2.51	2.72	2.83
	静岡県	2.55	2.19	2.35	2.51	2.81	2.70
	国	2.50	1.22	2.31	2.83	2.83	2.85
雇用者数（人）	一般企業						
	焼津市	178.0	206.0	228.5	230.5	258.5	258.0
	静岡県	10,962.0	11,741.0	12,536.5	12,801.5	13,686.5	13,875.0
	全国	495,795.0	534,769.5	560,608.5	578,292.0	597,786.0	613,958.0
	公的機関						
	焼津市	25.0	15.0	16.0	40.5	44.5	46.5
	静岡県	191.5	171.0	185.5	203.5	229.5	222.5
	国	7,593.0	3,902.5	7,577.0	9,336.0	9,605.0	9,703.0

資料：静岡労働局



2 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の目的

計画の見直しにあたっての基礎資料として、「第5次焼津市障害者計画に係るアンケート調査」を実施し、調査結果について、主なものを抜粋して9つの分野別にまとめました。

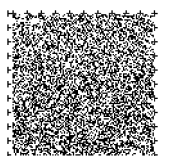
■実施概要

調査対象	市内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方、または自立支援医療を受給されている方から無作為に抽出
調査期間	令和5年5月11日～令和5年5月24日
調査方法	郵送配布、郵送回収またはWEB回答
配布数	2,000件
回収件数 (回収率)	回収数：1,019件 無効票：11件 有効票：1,008件 (50.4%)
呼称について	[身体障害] 身体障害手帳所持者 [知的障害] 療育手帳所持者 [精神障害] 精神障害保健福祉手帳所持者 の方をそれぞれ指しています。

【留意点】

注1 グラフ及び表中の「n」という表記は、「number of case」の略であり、集計対象者総数または回答者限定設問の限定条件に該当する人数を表しています。

注2 全体の数値には性別等の不明分が含まれているため、全体の件数と性別等の合計件数が合わない場合があります。



(2) 結果概要

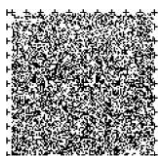
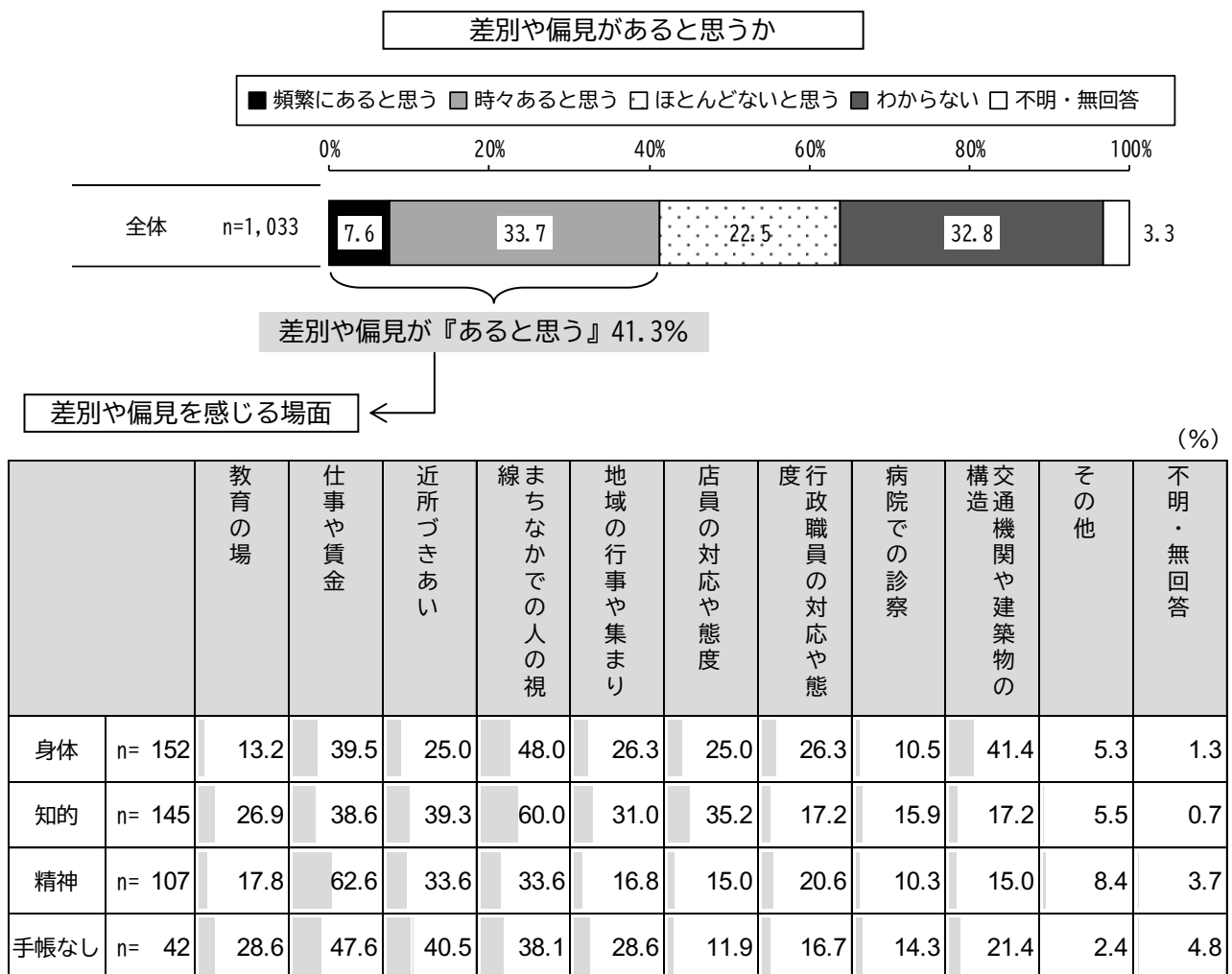
① 差別解消や権利擁護の関連

● 焼津市における障害を理由とした差別や偏見

障害を理由とした差別や偏見は、全体では「頻繁にあると思う」と「時々あると思う」を合計した『あると思う』は4割強となっています。

差別や偏見がある場面等を手帳所持者別にみると、[身体障害]は「まちなかでの人の視線」「交通機関や建築物の構造」が、その他の手帳所持者等は「仕事や賃金」「まちなかでの人の視線」「近所づきあい」が上位となっています。この他、[知的障害]は「店員の対応や態度」「地域の行事や集まり」が3割を超えており、障害のある人への偏見や差別意識を社会から払拭するよう努めていく必要があります。

[焼津市における障害を理由とした差別や偏見]



② 日常生活の関連

● 今後の暮らしの希望

今後の暮らしの希望は、「家族と一緒に暮らしたい」が4～5割台と最も高くなっています。なお、[知的障害]は「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホーム・ルームシェア）」「福祉サービスを利用して入所施設（障害者施設、高齢者施設など）で暮らしたい」が、[精神障害]は「ひとりで暮らしたい」「結婚して配偶者（夫または妻）と暮らしたい」が他の手帳所持者よりも高く、それぞれの希望や状況を踏まえた支援が必要です。

[今後の暮らしの希望]

(%)

		ひとりで暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	結婚して配偶者（夫または妻）と暮らしたい	仲間と地域で共同生活がしたい（グループホーム、ルームシェア）	福祉サービス（障害者施設、高齢者施設など）で暮らしたい	病院に入院したい	その他	不明・無回答
身体	n= 343	13.4	56.3	7.3	2.0	5.2	0.0	4.7	11.1
知的	n= 330	8.5	51.2	7.0	11.2	9.4	0.0	3.6	9.1
精神	n= 237	19.8	40.1	19.0	3.4	3.8	1.3	4.6	8.0
手帳なし	n= 135	14.8	55.6	14.1	3.0	0.7	0.0	4.4	7.4

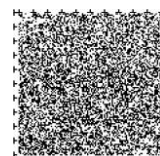
● 外出時に特に困ること

外出時に特に困ることは、「特に困ることはない」が最も高くなっていますが、[身体障害]は「車いすマークの付いている駐車場に必要がない人が駐車している」「道路・歩道がバリアフリー化されていない」「障害者用のトイレの整備が不十分である（オストメイト用トイレなども含む）」が、[知的障害]は「必要な時に手助けしてくれる人がいない」が、[精神障害]は「タクシー代などのお金がかかる」が高く、障害特性を踏まえたバリアフリー化や合理的配慮を推進し、移動しやすい環境整備等を図る必要があります。

[外出時に特に困ること]

(%)

		必要な時に手助けしてくれない人	公共交通機関がバリアフリー化されていない	施設がバリアフリー化されていない	道路・歩道がバリアフリー化されていない	駐車場のマークの付いている人が駐車している	誘導ブロック上に自転車などの障害物がある	障害のある人に関するマナーが普及していないため、他人の理解を得られない	手話通訳者・要約筆記者がいないため、会話が困難である	障害者用のトイレの整備が不十分である（オストメイト用トイレなども含む）	タクシー代などのお金がかかる	その他	特に困ることはない	不明・無回答
身体	n= 343	17.2	13.7	10.5	18.7	22.2	2.9	17.5	2.9	17.2	18.4	9.0	29.2	8.5
知的	n= 330	18.5	2.7	2.1	6.7	4.8	0.3	15.5	0.6	7.6	9.7	10.3	44.5	11.5
精神	n= 237	15.2	0.8	1.3	3.0	3.4	0.8	16.5	1.3	2.5	19.4	14.3	43.0	8.4
手帳なし	n= 135	5.9	0.0	0.0	0.7	1.5	0.0	4.4	0.0	1.5	14.8	6.7	63.0	8.9



③ 相談支援関連

● 現在の悩みごと・相談ごと

現在の悩みごと・相談ごとは、[知的障害]は「介助者（親など）がいなくなった後のこと」が、[精神障害]は「生活費のこと」が、[身体障害][手帳なし]は「自分の健康・治療のこと」が、それぞれ高くなっています。

[現在の悩みごと・相談ごと（主な回答）]

(%)

		自分の健康・治療	生活費のこと	介助者（親など）がいなくなった後	仕事・就職のこと	緊急時・災害時のこと	住まいのこと	家事（炊事・掃除・洗濯）のこと	外出・移動のこと	介助・支援、介護のこと	特にない
身体	n= 343	43.4	30.9	26.2	17.8	24.8	12.2	9.3	16.0	17.5	17.5
知的	n= 330	20.6	18.5	36.4	16.4	18.5	6.7	9.4	10.3	11.2	22.1
精神	n= 237	51.9	54.0	27.8	35.9	20.3	16.0	16.5	10.1	5.5	11.8
手帳なし	n= 135	47.4	38.5	9.6	23.7	10.4	16.3	10.4	6.7	5.2	25.9

④ 就労・雇用関連

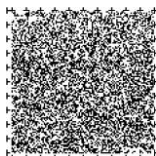
● 働く上で重要な条件

働く上で重要な条件は、[身体障害][知的障害][精神障害]は「障害の程度にあった仕事内容であること」が4～5割台と最も高くなっています。次いで[身体障害]は「障害の程度にあった勤務条件（勤務時間、日数、配置など）であること」が、[知的障害]は「障害のある人に対する周囲の理解があること」が、[精神障害]は「障害の程度にあった勤務条件（勤務時間、日数、配置など）であること」、[手帳なし]は「賃金が妥当であること」「自分がやりたい仕事、またはやりがいのある仕事であること」となっています。

[働く上で重要な条件（主な回答）]

(%)

		障害内容の程度にあつた	障害のある人に対する理解があること	勤務条件（勤務時間、日数、配置など）であること	賃金が妥当であること	自分がやりたい仕事、またはやりがいのある仕事であること	通院日などに配慮すること	通勤手段があること	障害のある人に対する配慮のこと	自宅で仕事ができること
身体	n= 343	43.7	26.5	31.5	28.6	19.5	22.2	11.7	17.5	10.2
知的	n= 330	52.1	43.6	30.3	23.3	24.5	5.2	17.9	18.5	2.7
精神	n= 237	46.0	39.7	42.6	27.0	22.8	23.2	16.9	9.3	8.9
手帳なし	n= 135	17.8	17.8	24.4	40.7	34.1	16.3	18.5	3.7	10.4



⑤ 防災関連

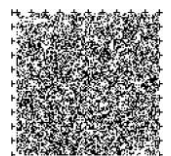
● 災害発生時に受けたい支援

災害発生時に受けたい支援は、[身体障害][知的障害]は「障害のある人に対応した避難所（福祉避難所）を速やかに開設してほしい」が5割台、[精神障害][手帳なし]は「災害情報を早く知らせてほしい」が4～5割台と最も高くなっています。

[災害発生時に受けたい支援]

(%)

		災害発生時に受けたい支援	避難所を速やかに開設してほしい	災害情報を早く知らせてほしい	障害のある人に対応した避難所を速やかに開設してほしい	その他	特になし	不明・無回答
身体	n= 343	42.9	34.1	26.5	52.8	6.4	12.2	3.8
知的	n= 330	41.5	37.6	36.1	56.1	2.7	7.0	6.4
精神	n= 237	48.9	21.1	27.8	39.7	8.0	17.3	4.6
手帳なし	n= 135	58.5	25.2	27.4	25.9	5.9	21.5	5.9



3 関係団体へのヒアリング結果からみる現状

(1) 調査概要

団体ヒアリングは、障害のある人を取り巻く現状や今後の課題に関する意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。実施手法として、事前にヒアリングシートを各関係団体に配布し、後日、面談形式による聞き取り調査を行い、調査の内容の中から主なものを抜粋し、分野別にまとめました。

(2) 聞き取り調査について

事前にヒアリングシートに書いていただいた内容を詳細にうかがうため、焼津市役所において、1団体につき約1時間半程度の聞き取り調査を実施しました。

[ヒアリング対象団体]

No	調査を行った団体名	日にち・時間
1	焼津市手をつなぐ育成会	8月22日(火) 10:30~12:00
2	焼津市身体障害者福祉協会	8月22日(火) 13:00~14:30
3	精神保健福祉焼津心愛会	8月22日(火) 14:30~16:00
4	焼津市重症心身障害児(者)を守る会	9月1日(金) 10:30~12:00

(3) 調査結果

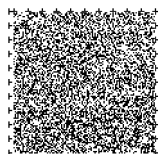
① 差別解消や権利擁護の関連

- 差別していないと思っていても差別していることがあることをわかってほしい。
- 障害福祉を通して、人権問題を考える機会になるとよい。
- 人権教育は小さな頃から始めた方がよい。
- 社会に出てからも、いじめや差別にあい、そこから発症するケースもある。
- ヘルプマークはショッピングセンターなどで見かけるが、もっと普及を図るべきではないか。
- 障害者週間にヘルプマークなど障害福祉に関連するマークの周知を図ってはどうか。

② 日常生活の関連

[社会参加・地域交流]

- 行政が主催する行事などでは、なるべく障害のある人が参加できるようにしてほしい。
- 一般の人にじゃまにならないよう行動している。
- 家にこもりがちでも外出を希望する人は多い。外出支援(タクシー券)を充実してほしい。



[暮らしの希望]

- 地域生活支援拠点等の体験の場が市内にあるとよい。
- 一人暮らしを希望する人に対して、体験の場があるとよい。
- グループホーム以外の居住先も検討が必要ではないか。
- 親亡き後の住まいが心配。親が亡くなった後も自宅で住み続けられるとよい。
- 訪問看護で生活の様子をみてもらえると、一人暮らしもできるのではないか。

[福祉のまちづくり]

- 車いす対応車両には後部から乗り降りするタイプなどもあるため、現在の市内の公共施設の車いす優先駐車場では使いにくい。
- 公共施設の建設時に意見を言ったが、取り入れられなかった。

③ 相談支援関連

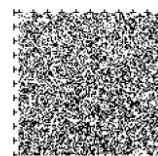
- 本人だけでなく、家族全体の総合的な相談体制を行政主導で整備してほしい。
- 発達障害の相談が増えているので、対応を充実するべきだと思う。
- 困りごと・悩みごとは時代とともに変化しているため、それぞれの世代に応じた対応が必要。
- 相談事業所同士の情報共有ができていないのか。利用者側は、どこでも同じ情報を得られるのがベストである。
- 専門家に訪問してもらい、話を聞いてもらう機会があるとよい。

④ 情報のアクセシビリティ関連

- 情報提供に格差があるので、解消に努めてほしい。
- 障害のある人は情報を受け取る速度が遅くなる。
- 手話通訳者が少ない。
- 聴覚障害のある人は、手話通訳者や要約筆記者がいないと会議や講演会などに参加できない。
- 点字がもう少しあるとよい。

⑤ 福祉サービス等の支援関連

- 子どもの預け先で何かが起きても、今後のことを考えると言いにくい。
- 小規模事業所などは職員の業務負担も大きいので、デジタル活用の補助など、業務負担軽減のための支援をしてあげてほしい。
- 安心できるグループホームの基準があるとよい。
- 障害福祉は措置制度から支援費制度に転換し、サービスの見直される中で、利用者側も世代によって障害福祉サービス等の支援に対する考え方が異なる。
- 市内に重度の心身障害児者を支えるサービス、施設を充実してほしい。訪問事業、医療型ショートステイなどがあるとよい。近隣自治体との連携など、サービス支援の体制整備を考えてほしい。



- 限りある人材、施設を効果的に活用できるように、工夫・検討してほしい。
- 介護者の高齢化や親亡き後のことなどを考えると、早い段階で施設の生活に慣れるようにさせたい。
- 現状では、介助する家族にとって先が見通せない不安の状態である。
- 診断書を書いてくれる精神科医がいない。学校卒業やこれから診断を受ける人にとって不安である。
- 医療につながらないケースがある。精神疾患がある人が内科に行っても、精神科訪問看護につながらない。

⑥ 障害児支援

- 障害のある児童は学校を卒業してから行くところがない。
- 卒業後、日中活動の場が放課後等デイサービスから生活介護に変わることで、離職や就労時間の短縮など余儀なくされている保護者もいる。
- 発達障害の子どもが増えているので、学童や放課後児童クラブ、支援学級などの職員・教職員等の連携が必要。
- インクルーシブ教育※5を進めてほしい。

⑦ 就労・雇用関連

- 市役所で知的障害のある人を雇用してほしい。
- 障害者雇用が進むように、ジョブコーチに関する講演会を市で開催してほしい。
- 障害の有無で区別することなく、その人の持つ才能や長所を生かすことのできる職場が地域の中にあるとよいと思う。

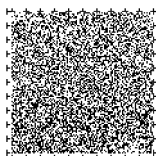
⑧ 防災関連

- 地域の防災訓練や民間団体主催の宿泊型防災訓練など、障害のある人の参加とともに、行政や関係機関・団体も参加することで、より実践的で効果的な災害対策につなげていけるのではないかな。
- 避難タワーなどでは車いすが利用できない。車いすは身体の一部だと考えてもらいたい。
- 一般の避難所には行きにくい。本人がパニックを起こすと思うし、周りもパニックになると思う。
- 黒板を使用するなど、聴覚障害のある人への情報伝達を考えてほしい。

⑨ 文化芸術活動等の関連

- スポーツや文化芸術活動は障害のある人の才能や長所を発揮できる良い機会だと思う。また、それらを通して普段とは違うふれあいの場になると思う。
- 障害のある人に指導してくれる人がいるのかわからない。

※5 【インクルーシブ教育】障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学ぶことを理念とする教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。



4 課題の整理

前計画の振り返りを兼ねた障害のある人を取り巻く本市の現状と課題の整理は以下のとおりです。

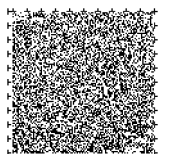
基本方針1 相互理解

主な取組	● 新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者週間の街頭での周知活動は中止したが、配布予定であったチラシをホームページに掲載するなど、啓発・広報活動に取り組んだ。 ● 福祉まつりなどにおいて、障害福祉関係団体や障害福祉サービス事業所の出店の支援・促進を図ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていた。 ● 第4次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、焼津市社会福祉協議会と連携してボランティア活動を推進した。 ● 市内の小学校、中学校、高等学校において福祉教育を行っている。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● 啓発・広報活動や交流活動などは新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、人と人とのつながりが希薄となっていることが懸念されている。 ● 障害のある人が巻き込まれる犯罪が全国的に発生している。 ● 市職員・教職員への研修は多くの職員が参加しているが、精神・発達障害のある職員への配慮の方法など、今後も理解促進・啓発を図る必要がある。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 様々な場面で障害を理由とした差別や偏見を感じている様子がうかがえる。それぞれの障害特性について理解が深まるように周知・啓発を行う必要がある。 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● 差別やいじめが新たな障害を生み出すこともあるため、社会全体で人権に関する理解を深めていく必要があり、子どもの頃から学ぶことが大切である。 ● 無意識の差別もある。障害に対する理解を深めていく必要がある。

課題のとりまとめ

- 共生社会の実現に向けた福祉教育や交流の促進
- 誰でも参加可能であり、日常的に行えるような地域福祉活動の促進
- 障害者関係団体や地域組織と連携した周知活動
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代における相互理解を深めるための取組の推進
- 犯罪やトラブル防止のための啓発、障害の特性に配慮した消費生活相談体制の強化 →本計画での関連 **基本方針7**

本計画
での関連
基本方針
1



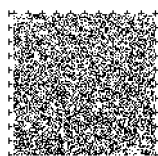
基本方針2 交流の促進

主な取組	● 「焼津市移動支援ガイドライン」の周知や障害者手帳所持者の自主運行バスの運賃の割引を実施するなど、外出支援を行った。 ● 手話言語条例に基づき、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなどコミュニケーション支援の充実を図っている。 ● 図書、録音図書等の郵送貸出しや音訳版図書館だより及び音訳版・点訳版新着CD一覧の作成などの図書館アシストサービスの充実や、障害者スポーツの認知度を高める取組など、生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の充実に取り組んだ。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● 新型コロナウイルス感染症により、障害のある人の社会参加、外出機会の減少の習慣化が懸念されている。 ● 社会のあらゆる場面における社会参加を進めるため、外出支援や意思疎通支援の充実、施設のバリアフリー化、合理的配慮の提供など、ハード・ソフト面からの環境整備が求められている。 ● 手話通訳者や要約筆記者の不足が指摘されている。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 外出時に困難を感じる場面は障害により異なっており、交通手段の充実や道路や施設のバリアフリー化はもちろん、周囲の理解や手助けが得られるような、合理的配慮が日常的に提供される社会の仕組みが求められている。 ● 手話や点字など、意思疎通支援も社会参加を図るうえで重要である。 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● 外出手段がないために家に閉じこもりがちになっているケースもみられるため、外出支援の充実を図っていく必要がある。 ● 手話通訳者や要約筆記者の充実等が求められている。 ● 文化芸術活動やスポーツ活動などは、障害のある人が才能や長所を発揮できる場としても期待されており、指導者の充実や活動環境の整備が求められている。

課題のとりまとめ

- あらゆる場面における社会参加を支援する環境の整備
- 誰もが移動や外出がしやすい環境づくり、意思疎通が行える環境づくり
- 障害者スポーツの啓発や焼津市に合った文化芸術活動の振興
- 障害のある人の社会参加について、国境を越えたつながりの構築

本計画で
の関連
基本方針2



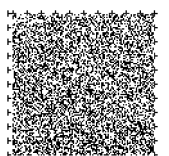
基本方針3 療育・保育の推進

主な取組	● 妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行うことも家庭センターを設置した。 ● 令和5年度より豊田中学校に特別支援学級（自閉症・情緒）を新設し、焼津南小学校の通級指導教室を増設した。大規模校にはサテライト方式をとり、担当者が出向き指導を行った。 ● 発達支援ファイル「あしすとファイル」の活用を図り、保護者や支援者が利用しやすくなるように、アンケート調査を行い、ファイルの改訂を図った。 ● 就学時や入学時には、「就学支援シート」を活用して情報の引継ぎを行った。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● 令和4年に行われた国連障害者権利委員会の障害者権利条約※の審査では、総括所見改善勧告の中に、インクルーシブ教育※に関する勧告が含まれており、障害者基本計画（第5次）では、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）についてより一層の推進が示されている。 ● 改正児童福祉法により、児童発達支援センターの役割・機能の強化、放課後等デイサービスの対象児童の拡大、障害児施設の入所児童への自立支援の強化が示された。 ● 近年の事件・事故の報道により、保育士を目指す学生や、潜在保育士の再就職希望者の減少がみられる。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 一人ひとりの個性や特性、希望に応じた教育が求められており、ハードとソフトの両面からの教育環境の向上に一層取り組む必要がある。 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● 発達が気になる児童・生徒への支援体制の充実が求められている。 ● インクルーシブ教育の実現に向けた学びの場の環境整備が求められている。 ● 卒業後の進路について、関係部署・関係機関と連携した支援体制の充実が求められている。 ● 子どもの成長と共に担当が変わるが、情報を引き継いで終わりではないことを共通認識としてもつ必要がある。 ● 保護者、支援者も子どもの特性に関する理解が必要。

課題のとりまとめ

- 支援が必要な子どもを早期に発見し、支援する仕組みの強化
- 主な介助者である保護者に対する、子育て支援と連動した支援やケア
- 障害のある児童・生徒の保育・教育を担う人材の不足
- インクルーシブ教育システムの推進と小中高等学校における指導内容の整備
- 学校施設のバリアフリー化
- 障害者教育に関する学習環境の充実
- 障害の理解を促すための、保護者への情報発信の強化
- 卒業後の進路の支援体制の強化

本計画で
の関連
基本方針3



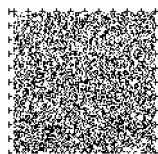
基本方針4 生活の安定と自立の支援

主な取組	● 障害のある人への各種手当や年金の充実を図っている。 ● 自立支援ネットワークの就労専門部会により、関係機関と連携し障害者雇用に対する企業の理解促進などに取り組んでいる。 ● ジョブコーチ制度の周知や就労定着の促進に取り組んでいる。 ● 市の障害者雇用については、担当者を配置し、積極的な障害者雇用に努めた結果、令和2年度以降は法定雇用率以上を達成し、令和4年度は2.83%で法定雇用率（2.6%）を上回る。 ● 国や県と連携し障害者雇用に関する情報提供、障害者雇用促進セミナーの開催などを実施した。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● 改正障害者雇用促進法により、障害のある人の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が求められている。 ● 民間企業の法定雇用率は令和5年度の2.3%から段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となる予定である。 ● 市の障害者雇用を継続的に進めるにあたっては、職員の理解促進、啓発が必要となる。 ● 市内企業は、法定雇用率を向上させることに加え、人材（労働力）確保の面からも障害者雇用が必要と考えられる。そのため、助成制度、障害のある人の作業事例の紹介に関する要望等があがっている。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 勤務条件や仕事の内容などに関わる障害の特性への配慮や、周囲の理解などが求められている。 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● ジョブコーチの普及や、障害のある人の就労に対する理解促進など、雇用環境の充実が求められている。 ● 就労支援にあたっては、家族や支援者の意向が影響することがあるが、本人の希望を踏まえた就労支援を行う必要がある。

課題のとりまとめ

- 一般就労に移行・定着しやすい働き方の理解や継続的な支援体制の整備
- 公的施設及び一般企業での障害者雇用の啓発、就労への移行の強化
- 利用者本人の希望を尊重した就労支援
- 農福連携やデジタルの活用も含めた多様な働き方の推進
- 福祉的就労※の機会の確保と工賃や待遇向上への支援

本計画で
の関連
基本方針4



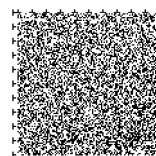
基本方針5 福祉サービスの充実と医療との連携

主な取組	● 基幹相談支援センター※を令和3年3月に設置し、相談体制の充実に取り組んだ。さらに、令和5年11月から市内横断的な体制で重層的支援体制整備事業の構築に取り組んでいる。 ● 保健・医療と連携した在宅サービスの充実に取り組んでいる。 ● 幼児巡回相談についてはアンケートを実施し、園支援の充実に努めた。また、年長児の教室内容の見直しや、保護者や園への対応を丁寧に行った。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● 国の障害者基本計画（第5次）では、デジタルの活用により一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができる社会を目指している。 ● 改正障害者総合支援法では、障害のある人等の地域生活の支援体制の充実が示されている。 ● 発達の気になる児童等が増加しており、最近は大人の発達障害も注目されている。発達障害のあることに気付かないまま社会活動を行うことで、二次的な困難が発生しているケースも指摘されている。 ● 新型コロナウイルス感染症の拡大時にはサービス提供に大きな影響が及んだ。 ● 障害者差別解消法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から事業者の「合理的配慮の提供」について義務化されるため、周知を図る必要がある。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 現在の悩みごと・相談ごとは、介助者（親など）がいなくなった後のこと、生活費のこと、自分の健康・治療のことなどが多く、福祉・保健・医療など関係部署と連携した支援が求められている。 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● 広域連携も含めた多様な障害に対応したサービス提供体制が求められている。 ● サービスの質の向上を求める一方で、人材不足が指摘されており、デジタル化の推進など現場の生産性の向上を図る必要がある。 ● 重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）等、介護者である家族の負担が大きく、福祉・保健・医療が連携したサービスの提供体制の充実が求められる。 ● 移動支援や相談支援など、不足が指摘されているサービスがある。 ● サービスの提供にあたっては、本人の意思を尊重していく必要がある。 ● 当事者だけでなく、家族等の支援者も含めた状況を把握し、支援していくことが大切であり、様々な分野が関係してくるため、それぞれの役割分担の明確化や共通認識をもって、継続的な支援を行っていく必要がある。 ● 介護者の高齢化や親亡き後の問題が深刻化している。

課題のとりまとめ

- サービスの質の向上及び人材の確保・育成、業務の効率化の推進
- 福祉・保健・医療の連携強化による在宅サービス支援体制の強化
- 広域的な連携による多様なサービス提供体制の整備
- サービス事業者の感染症対策の強化
- 包括的な相談支援体制の構築
- 障害を理由とする差別の解消や虐待防止、権利擁護に関する周知徹底

本計画で
の関連
基本方針5



基本方針6 生活環境の整備

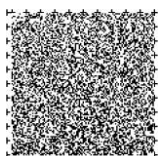
主な取組	● 建築なんでも相談で、住宅の耐震化やバリアフリー等の相談を行っている。 ● 障害のある人の利用が想定される公共施設の新築・増築の際に、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮することが定着してきている。新設公園・広場の整備でも、円滑に移動できる園路やバリアフリー対応型トイレを整備し、歩道付き道路の整備では、視覚障害者誘導ブロックを設置している。 ● 自主運行バスは全て低床車両となっている。 ● 毎年8月道路ふれあい月間に合わせ、道路のマナー意識の向上のため、「広報やいづ」にて啓発を行っている。 ● アクセシビリティを意識したホームページの作成・運用や、「広報やいづ」の点訳版及び音訳版の作成などに取り組んでいる。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● バリアフリー法や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供など、社会的障壁の除去に向けた各種の取組の強化が求められている。 ● 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月に公布・施行された。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 今後の暮らしの希望は、家族との同居やグループホームなど仲間との地域での暮らし、一人暮らしの希望など様々であり、一人一人の希望に沿った生活支援が必要である。 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● 親の高齢化や親亡き後を見据えて、グループホームや一人暮らしなどを体験できる場の提供が求められている。 ● 地域での自立した暮らしにあたっては、家主の理解や保証人の確保が難しい。 ● グループホームの整備は進んできたが、サービスの質を問う意見もある。 ● スマートフォンの利用の増加や、車いす車両の形式の変化など、時代とともに生活様式が変化していることを踏まえて、障害のある人の意見を取り入れながら福祉のまちづくりを進めてほしい。

課題のとりまとめ

- 生活環境における社会的障壁の除去の推進とアクセシビリティの向上
- 住まいの場の充実
- ヘルプマーク等障害福祉に関連するマークの周知徹底
- 情報のアクセシビリティの向上
- 障害のある人の ICT※6機器の利用機会拡大や活用能力の向上

本計画で
の関連
基本方針6

※6 【ICT（アイ・シー・ティ）】情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてITの方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。



基本方針7 防災・災害対策の整備

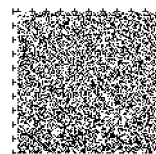
主な取組	● 焼津市内の災害情報をリアルタイムで更新している「災害情報ホームページ」やファクスやメール、SNS※7等による火災・救急の通報など多様な手段による通報体制の整備に取り組んだ。 ● 民生委員・児童委員に協力を仰ぎ、避難行動要支援者※名簿の適正な同意が得られるように努めた。また、自主防災組織の救助隊を対象にした救助活動マニュアルに基づいて訓練を実施した。 ● プロジェクト「TOUKAI-O」※総合支援事業の下、住宅の耐震化に取り組んだ。
課 題	【社会の潮流・焼津市の現状】 ● 大規模災害が全国的に多発し、障害のある人等の安全確保対策の強化が必要となっている。 ● 災害対策基本法が令和3年5月に改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされた。 【アンケート調査結果からみえる課題】 ● 避難場所までの避難支援や災害情報の迅速な提供、福祉避難所の充実が求められている。 ● 避難所については、人の多いところでの生活が難しいということもあり、障害のある人に配慮した避難所環境の整備が必要となっている 【関係団体・機関へのヒアリング結果からみえる課題】 ● 防災訓練はより実践的なものとなるように取り組む必要がある。 ● 様々な障害特性に応じた情報伝達が、迅速かつ適切にできるように取り組む必要がある。 ● 避難場所、避難所のバリアフリーや合理的配慮、福祉避難所の充実など、障害のある人の安全確保及び避難生活の向上に取り組む必要がある。 ● 強度行動障害※や重度の自閉症や重症心身障害で医療的ケアが必要な方など、自宅以外に避難が必要になった場合、受入れ先の確保が必要である。

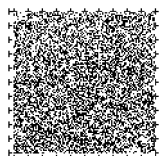
課題のとりまとめ

- 要配慮者の把握の強化
- 大規模災害に備え、障害のある人・児童に配慮した訓練の実施
- 合理的配慮が提供された避難所の確保、福祉避難所の充実
- 様々な障害特性に応じた迅速かつ適切な災害情報の提供
- 地域での支援体制の強化
- 災害発生後にも継続した福祉・医療サービスの提供
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進
- 長期停電時に備えた人工呼吸器使用患者への支援

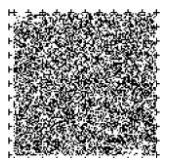
本計画で
の関連
基本方針7

※7 【SNS（エス・エヌ・エス）】ソーシャルネットワークサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。





第3章 計画の将来像、基本理念



1 将来像及び計画の基本理念、基本方針

障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すると規定されています。

本市では、この障害者基本法の趣旨を踏まえ、前回計画では「全ての人が共に理解し 支え合い 自分らしく暮らせるまち」を将来像として掲げ、共生社会の実現を目指してきました。

近年は、発達障害や精神障害のある人が増加傾向にあり、また、本人や家族等の介助者の高齢化の進行、ダブルケアやヤングケアラーなど複合的な課題がある一方で、福祉サービスの担い手不足など、障害のある人を取り巻く環境は複雑化しています。

こうした時代の中で、障害のある人やその家族等が自らの希望する将来像を思い描き、その将来像を実現できるようにするためには、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の構築が必要です。

以上を踏まえ、今回の計画では、「お互いを理解し尊重し合い、全ての人が輝ける共生のまち 焼津」を将来像として設定します。また、この将来像の下に3つの基本理念及び7つの基本方針を設け、基本方針に基づく施策が基本理念の達成につながり、最終的に将来像を実現するという考え方の下、計画の進行や管理を図っていきます。

将来像

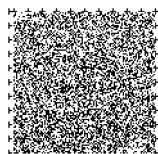
お互いを理解し尊重し合い、全ての人が輝ける共生のまち 焼津

基本理念

- 誰もが互いの考えや想いを理解し尊重し合えるまちをつくる
- 障害のある人に対して日常的に合理的配慮が提供されるまちをつくる
- 全ての人が自立して自分らしく暮らせるまちをつくる

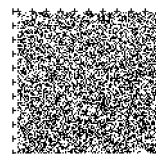
基本方針

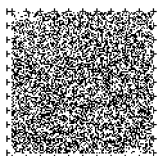
- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 相互理解・相互尊重 | 2 社会参加の促進 |
| 3 療育・保育・教育の推進 | 4 生活の安定と自立の支援 |
| 5 福祉サービスの充実と保健・医療との連携 | 6 生活環境の整備 |
| 7 防災・防犯対策の推進 | |



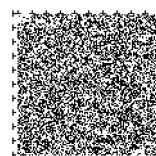
2 計画の施策体系の設定

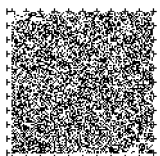
基本方針	施策	具体的なアクション
1 相互理解・相互尊重	(1) 啓発・広報活動の推進	①啓発・広報活動の推進 ②交流・ふれあいの促進
	(2) 地域福祉活動の推進	③福祉教育の推進 ④ボランティア活動の推進 ⑤障害者関係団体の活動支援 ⑥地域組織との連携
2 社会参加の促進	(1) 社会参加の促進支援	⑦社会参加の促進支援 ⑧外出に対する支援の充実 ⑨コミュニケーション支援の充実
	(2) 文化芸術活動、スポーツ活動等の振興	⑩文化芸術活動及び生涯学習の充実 ⑪スポーツ・レクリエーション活動の充実
	(3) 障害者交流の国際化の推進	⑫国際的な団体とのつながり ⑬国際標準の交流の促進
3 療育・保育・教育の推進 重点施策	(1) 療育・保育の充実	⑭早期発見・早期療育体制の充実 ⑮保育所・幼稚園の体制の充実
	(2) インクルーシブ教育に向けた環境整備	⑯教育相談・就学支援の充実 ⑰インクルーシブ教育のための環境の充実 ⑱放課後や休日の居場所づくり
4 生活の安定と自立の支援 重点施策	(1) 経済的安定のための支援	⑲手当や年金等の給付 ⑳減免・割引制度の利用支援 ㉑工賃向上への支援
	(2) 就労支援体制の充実	㉒雇用の促進支援 ㉓就労の支援体制の充実 ㉔障害者雇用機会の拡充
	(3) 福祉的就労の促進	㉕福祉的就労の促進（新）
5 福祉サービスの充実と保健・医療との連携 重点施策	(1) 相談支援の充実	㉖相談支援体制の充実
	(2) 虐待の防止、権利擁護及び差別解消の推進	㉗虐待防止と早期対応 ㉘権利擁護の推進 ㉙差別解消の推進と合理的配慮の提供（新）
	(3) 地域生活を支えるサービスの充実	㉚地域生活支援体制の充実 ㉛地域移行の推進
	(4) 保健・医療との連携	㉜保健・医療サービスの利用促進 ㉝精神疾患等の支援の充実 ㉞難病支援の充実
	(5) 感染症対策の推進	㉟感染症対策の推進（新）
	(6) 必要なサービス基盤の整備及び質の向上	㊱サービスの量の確保と質の向上 ㊲人材の確保・育成とサービス現場の生産性の向上（新）
6 生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの促進	㊳住まいの場の充実 ㊴公共建築物の整備 ㊵広範な公共施設の整備 ㊶福祉のまちづくりのための啓発
	(2) 情報アクセシビリティの推進	㊷情報アクセシビリティの推進
7 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進	㊸災害への備えの推進 ㊹障害のある人に配慮した支援体制の整備（新） ㊺避難行動要支援者の把握と支援体制の充実 ㊻避難所における配慮 ㊼在宅避難のための支援 ㊽在宅避難時の支援
	(2) 防犯対策の推進	㊾犯罪やトラブル防止のための啓発





第4章 施策の推進





基本方針① 相互理解・相互尊重

【基本方針の概要】

障害のある人がその権利を侵されことなく、安心して地域で生活できるよう、障害特性や必要な配慮、支援に関する理解を深めます。

また、全ての人が分け隔てられることなく、人と人とのつながりを通して誰もが社会の一員として、それぞれ役割を分かち合い、ともに力をあわせて支え合う地域共生社会を築いていくため、心のバリアを取り除く啓発活動や地域交流事業、地域福祉活動を推進します。

基本方針の考え方

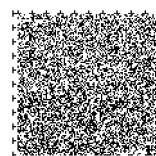
全ての人が、互いの権利や立場、さらには考え方や想いを理解し、尊重し合いながら地域の中で交流し、共に暮らせる地域共生社会のまちづくりを進めていきます。

施策の展開

(1) 啓発・広報活動の推進

アクション① 啓発・広報活動の推進

■「障害者週間」などを通じた啓発広報	
	障害福祉課
「障害者週間」に、障害者団体と連携し、障害への理解を深められるように啓発活動を行う。啓発活動にあたっては、広報紙や市ホームページ、SNS※等の活用や、街頭での周知活動を行う。 - 耳マークやヘルプマークなどをはじめとする障害福祉に関連するマークの周知を図る。	
■講座や講演会の開催	
	こども相談センター、障害福祉課
発達障害※の特性や適切な接し方を学ぶため、保護者や幼稚園教諭等を対象とした講演会・研修会等を引き続き開催する。	
■啓発活動への当事者の参画促進	
	障害福祉課
- 障害への理解を一層深め、市民の相互理解を深められるように、当事者団体との共催による研修会等を行う。 - 障害特性や必要な配慮や支援などの理解を深めるため、関係団体と協力して疑似体験の場づくりを図る。	

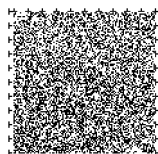


■市職員・教職員への研修	
	人事課、子ども支援課
● 基本的な知識の習得のための職員研修を引き続き行う。 ● 精神・発達障害のある職員への理解を深めるよう、庁内の研修会や他の機関が開催する研修会等への参加を募り、理解促進・啓発につなげていく。 ● 特別支援教育コーディネーター※⁸向けの「特別支援教育連絡協議会」や支援員向けの「支援員等研修会」を引き続き行う。	

アクション② 交流・ふれあいの促進

■福祉への関心と理解を高める啓発活動の推進	
	社会福祉協議会、障害福祉課
● 毎年10月に「ふれあい福祉月間」を開催し、福祉団体を中心に活動紹介を行うポスター展示やパネル展、作品展、ふじのくに福産品※等の販売ができる場をつくり、福祉の啓発を図る。	
■スポーツや文化を通じた交流機会の拡充	
	スポーツ課（関連課：文化振興課）
● 地域のスポーツ教室や文化祭、音楽祭等を活用し、鑑賞・学習・創作等の機会を提供し、障害のある人となない人同士の交流を促進する。 ● 参加者の固定を防ぐための工夫に努める。	
■地域活動支援センター※の活用	
	障害福祉課
● 地域活動支援センターにおける障害のある人同士や地域住民との交流を促進する。 ● 遠方から地域活動支援センターに通う人等のための移動支援方法を検討する。	
■総合福祉会館、大井川福祉センターの利用促進	
	社会福祉協議会、障害福祉課
● 福祉拠点となる総合福祉会館「ウェルシップやいづ」や大井川福祉センター「ほほえみ」において、障害の有無に関係なく誰でも参加できる催し物を開催し、障害のある人となない人との交流機会を創出する。	

※8 【特別支援教育コーディネーター】障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実するため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため学校に配置される調整役。



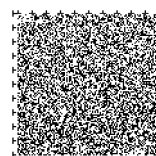
(2) 地域福祉活動の推進

アクション③ 福祉教育の推進

■学校における福祉教育の推進	
	学校教育課
● 各校で福祉教育の計画を立て、「総合的な学習の時間」等を活用して児童・生徒の障害に対する理解の促進を図る。	
■特別支援学級※との交流	
	子ども支援課
● 特別支援学級配置校においては教育課程に位置づけ、学校行事や給食や掃除、交流学习等により、日常的な交流を促進する。	
■特別支援学校※との交流	
	子ども支援課
● 特別支援学校の児童・生徒が居住地校に交流籍を置くことや、その先のインクルーシブ教育※を見据え、地域の学校の児童・生徒と特別支援学校の児童・生徒の学び合いや交流をさらに促進する。	
■共生社会や障害に対する理解を深めるための講座の実施	
	社会福祉協議会
● 障害福祉や共生社会についての理解が深められるように、地域で暮らす人が講師となって福祉について学ぶ機会や出前講座などを実施する。	

アクション④ ボランティア活動の推進

■地域福祉活動の担い手の育成	
	障害福祉課
● 市民に向けた手話奉仕員※養成講座・点字講習会や中学生に向けた点字講習会を引き続き開催する。	
■ボランティア活動への支援	
	社会福祉協議会
● ボランティアビューロー※の環境整備と利用促進を図る。	
● ボランティア連絡協議会の運営支援を引き続き行う。また、加入グループの増加を目指して、ふれあい福祉月間のイベント等を利用したボランティア体験会を開催するなど、広報活動を行う。	
■障害のある人とボランティアとの意見交換会の実施	
	社会福祉協議会
● 障害のある人とボランティア団体との交流会を今後も開催し、顔の見える関係づくりと、当事者の抱える課題を聴く機会を設ける。	
■ボランティア情報パンフレットの作成・配布	
	社会福祉協議会
● 社会福祉協議会が作成する、ボランティア団体と活動内容が一覧となったパンフレットを継続的に作成・配布する。一芸ボランティアリスト及び出前講座一覧は、常に更新し充実を図る。	



第4章 施策の推進

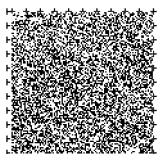
アクション⑤ 障害者関係団体の活動支援

■意見交換の場の充実	
	障害福祉課
● 市と障害者関係団体との意見交換を毎年行い、制度等について周知するとともに、課題やニーズを把握し、関係各課へフィードバックを行う。	
■団体相互のネットワークづくりの支援	
	障害福祉課
● 障害者関係団体のネットワークづくりを支援し、意見交換等による地域課題の抽出及び情報の共有を図る。	

アクション⑥ 地域組織との連携

■地域における共助の推進	
	社会福祉協議会、地域福祉課、地域包括ケア推進課
● 見守り員 ^{※9} や民生委員・児童委員 [※] 等で地域の組織づくりを推進し、障害のある人がいる世帯等を見守りながら援助する「ふれあいネット」を継続する。	
● 地域福祉推進委員会、社会福祉協議会及び第2層地域ささえあい協議体が連携し、住民主体の福祉活動を促進し、地域力の向上・強化のための支援を行う。	
■民生委員・児童委員への研修の実施	
	地域福祉課、障害福祉課
● 民生委員・児童委員に対し、障害の特性等に関する知識や理解を深めるための研修を引き続き実施する。	

※9 【見守り員】焼津市社会福祉協議会が地域住民との協働で進める見守り活動「だれもが安心して暮らせるふれあいネット」に協力する地域住民。



基本方針② 社会参加の促進

【基本方針の概要】

誰もが、地域社会の一員として地域住民とのつながりを持ちながら暮らしていけるように、地域活動への参加を促進するとともに、外出支援やコミュニケーション支援を推進します。

また、生きがいや生活の質の向上、心身の健康保持・増進などの効果が期待される文化芸術活動やスポーツ活動などへの参加支援を図ります。さらに、国内に限らず、様々な障害者団体と連携しながら障害者交流の支援を図ります。

基本方針の考え方

一人ひとりの個性や能力を最大限に活かしながら、自分らしく生きがいをもって地域で暮らし、社会に参加できるようなまちづくりを進めていきます。

施策の展開

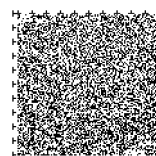
(1) 社会参加の促進支援

アクション⑦ 社会参加の促進支援

■地域行事・活動への参加の支援	
	スマイルライフ推進課、文化振興課、スポーツ課
- 移動支援や会場誘導、駐車場の確保、優先席の設置等を合理的配慮[*]の視点から提供し、誰もが地域行事・活動に参加しやすい環境を整備する。 - 地域の人たちに障害についての理解を深めてもらえるような当事者による主体的な活動を支援する。	
■選挙における配慮	
	選挙管理委員会
- 投票所のバリアフリー[*]化や点字投票、代理投票、不在者投票制度等を実施するとともに、誰もが投票しやすい環境の整備を継続して進める。 - 点字版選挙のお知らせの配布や、選挙に関する法改正等による制度の変更などの情報提供に努める。	
■障害のある人の交流の促進	
	障害福祉課
障害のある人の活動母体である障害者関係団体と連携し、障害のある人同士の交流を促進し、共通して取り組むべき課題の解決や相互理解が図られるよう支援する。	

アクション⑧ 外出に対する支援の充実

■移動における支援	
	障害福祉課
ひとりでの外出が困難な障害のある人に、「焼津市移動支援ガイドライン」を市ホームページで周知する。	

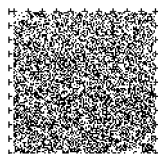


第4章 施策の推進

■タクシー券の交付	
	障害福祉課
● 日常生活の利便、経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るため、重度の心身障害のある人に対し、タクシー券を交付する。	
■公共交通機関の運賃割引	
	道路課
● 障害者手帳所持者の自主運行バス及び新たに運行を開始した3地区でのデマンドタクシーの運賃の割引を実施する。	
■ハンディキャブの利用促進	
	社会福祉協議会
● 移動が困難な障害のある人に福祉車両「ハンディキャブ」を貸し出すとともに、利用の周知を積極的に行う。	
■自動車運転免許の取得などの費用助成	
	障害福祉課
● 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の助成を行う。	
■車いす・磁気ループ[※]の貸出し	
	社会福祉協議会、障害福祉課
● 一時的に歩行が困難な人に対して、車いすの無料貸出しを行う。 ● 難聴者用ヒアリングループ（磁気ループ）の貸出しを行う。	
■障害のある人に配慮した駐車場の拡充と周知	
	障害福祉課
● 公共施設における障害者用駐車場の拡充を図るとともに、市民に更なる周知を行う。駐車場の設置については、関係課と連携し、当事者の意見を取り入れながら改善を図る。 ● 「静岡県ゆずりあい駐車場制度」の利用者証を交付する。	
■盲導犬の給付	
	障害福祉課
● 視覚障害のある人で一定の要件を満たす人に盲導犬を給付し、社会活動への参加の促進を図る。 ● 盲導犬の受入れが拒否されないことがないように、盲導犬への理解の普及を図る。	

アクション⑨ コミュニケーション支援の充実

■手話言語の普及	
	障害福祉課
● 焼津市手話言語条例に基づき、あらゆる場面で手話が使え社会となるよう、手話言語の普及を図る。 ● 手話の体験が身近にできるように、手話の出前講座などを実施する。	



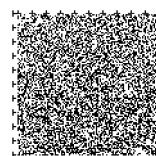
■手話通訳者や要約筆記者※の派遣	
	障害福祉課
● 焼津市手話言語条例に基づき、手話通訳者や要約筆記者の派遣を引き続き実施する。	
■福祉事務所への手話通訳者の配置	
	障害福祉課
● 福祉事務所に専任手話通訳者を配置し、聴覚障害のある人の意思疎通の円滑化を図る。	
■手話通訳者や要約筆記者※、点訳者の育成	
	障害福祉課
● 養成講座を積極的に開催し、手話通訳者や要約筆記者、点訳者の育成を行う。	
■有資格者の登録制度の推進	
	障害福祉課
● 広報紙や市ホームページ、SNS※への掲載等により手話通訳者登録制度、要約筆記者登録制度を周知し、人員確保に努める。	

(2) 文化芸術活動、スポーツ活動等の振興

アクション⑩ 文化芸術活動及び生涯学習の充実

■各種講座や自主講座への参加促進	
	スマイルライフ推進課
● 障害の有無によらず、全ての市民が参加できるよう、市民文化講座、地域交流センター講座への受入に努める。募集方法についても、障害のある人が応募しやすいよう検討する。	
● 障害のある人の利用に障壁となる施設の老朽化については、施設整備を検討する。	
■講演会などにおける支援	
	障害福祉課
● 聴覚障害のある人が気軽に参加できるよう、様々な分野の講演会において、手話通訳や要約筆記※を配置するよう努める。	
■文化・芸術活動の促進	
	障害福祉課
● 文化・芸術活動の成果を発表する場を設けるため、市役所庁舎内等において作品展等を開催する。また、文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供に努める。	
■図書館資料の充実と利用促進	
	図書課
● 視覚障害者情報総合ネットワーク※ ¹⁰ に加盟し、録音図書の貸出しの充実を図り、障害のある人の図書館の利用を促進する。	

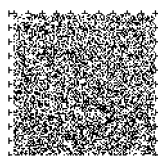
※10【視覚障害者情報総合ネットワーク】視覚障害者及び視覚による表現の認識が困難な人に対して、点字、デージーデータなど様々な情報を提供するネットワークです。



■図書館のアシストサービスの利用促進	
	図書課
● 障害などにより図書館利用に支障がある人のために、録音図書(デージー※Ⅰ図書)の貸出しや郵送貸出し、代理人による図書館利用、刊行物の郵送などのアシストサービスを引き続き行う。 ● アシストサービスの利用登録について広報紙、市ホームページ、SNS 等を通じて周知し、利用の促進を図る。	

アクション⑪ スポーツ・レクリエーション活動の充実

■障害者スポーツの周知	
	スポーツ課
● 県及び関係機関と連携し、障害者スポーツの情報収集をするとともに、様々な障害者スポーツの周知を図る。 ● 「みなとマラソン大会」の「障害者部門」の導入を計画的に進め、市民の障害者スポーツの認知度を高める。 ● 障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に関心を持ち、参加できるように、市や県で開催するイベントや教室の情報を関係機関や団体を通じて提供する。	
■スポーツ大会出場者への支援	
	スポーツ課
● 障害者スポーツに取り組んでいる競技者について情報収集し、メディアを通じて広報活動を行う。 ● 優れた成績を収めた選手やチームに対する報奨金制度を整える。	
■ニュースポーツフェスティバルの開催	
	スポーツ課
● 障害の有無に関わらず参加・交流ができるニュースポーツについて、高齢者施設や小中学校の特別支援学級※等に周知活動を積極的に行い、出前講座を通して普及させる。	
■「水に親しむ集い」の開催	
	スポーツ課
● 「水に親しむ集い」のサブタイトルを「ノーマライゼーション・スイム・チャレンジ」とし、日頃の練習成果の披露や参加者同士が交流できる場として、ボランティアの支援を受けながら引き続き開催する。	
■指導員の育成	
	スポーツ課
● 焼津市スポーツ推進委員会、地域体育組織連絡協議会と連携して障害者スポーツをテーマとした研修会や実技指導を行い、スポーツ指導員やレクリエーション指導員の育成に努める。	



※Ⅰ 【デージー (DAISY)】 デジタル録音図書の国際標準規格のこと。

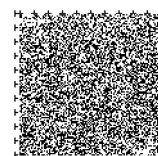
(3) 障害者交流の国際化の推進

アクション⑫ 国際的な団体とのつながり

■国際的な障害者スポーツ団体とのつながりの構築	
	スポーツ課
● 東京パラリンピック2020の陸上競技モンゴル国選手団の事前合宿地となった経験を生かし、国際的な障害者スポーツチーム等とのつながりを維持・強化する。	

アクション⑬ 国際標準の交流の促進

■国際的な障害者スポーツの周知	
	スポーツ課
● 東京パラリンピック2020の「ホストタウン」となった経験を生かし、障害者スポーツについての認識を市民に広げる。	



基本方針③ 療育・保育・教育の推進

【基本方針の概要】

発達の気になる子どもの能力と可能性を伸ばすため、障害のある児童という視点にとらわれず、一人の子どもとして、それぞれの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育・保育が行われるように、早期発見体制の充実を図るとともに、関係各課・機関、事業者、地域等が連携し、療育・保育・教育環境の充実を図ります。

また、地域や学校において、子どもたちが地域の多様な人と関わりを持ち、様々な経験を重ね、共に学ぶことは、全ての子どもの自立と社会参加にもつながるため、インクルーシブ教育システムの整備に取り組みます。

あわせて、障害のある子どもを持つ家庭の子育てに対する不安や悩みを軽減し、個々の発達の状態や特性に応じた支援に関する情報提供等のサポートや相談体制を充実していきます。

基本方針の考え方

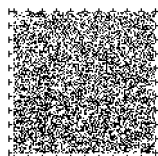
発達の気になる子どもの能力と可能性を伸ばすとともに、地域や学校において、個々の発達の状態や特性に応じて、共に学びながら成長できるインクルーシブ教育の構築に向けて環境整備を進めます。

施策の展開

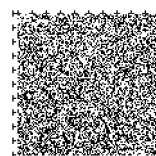
(1) 療育・保育の充実

アクション⑭ 早期発見・早期療育体制の充実

■乳幼児健診の充実	
	健康づくり課、こども家庭センター
● 乳児家庭全戸訪問、乳児健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、子どもの病気や障害の早期発見に努めるとともに、その家族を支援する体制を充実させる。 ● 発達が気になる子どもの支援を継続して行うため、会議等を通じて関係機関等の連携を強化し、必要な情報を共有していく。	
■児童の発達特性の把握・対応	
	こども家庭センター、健康づくり課
● 幼児巡回相談を実施し、幼稚園・保育園・認定こども園に就園した子どもの発達特性の把握・対応に注力する。 ● 認可外保育所に在園している発達が気になる子どもの支援のため関連機関との連携を強化する。	



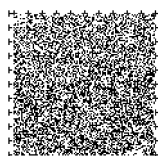
■発達支援ファイル「あしすとファイル」の活用	
	健康づくり課、こども家庭センター、障害福祉課
●	発達支援ファイル「あしすとファイル」を保護者が利用できるよう、活用方法を周知する。また、「あしすとファイル」等を活用し、幼児期からの情報を、小学校へ適切に引き継ぐ。さらに、障害児サービスを利用している児童について、「あしすとファイル」等を活用し、関係機関と児童に関する情報を共有し、支援に生かしていく。
■児童発達支援センターの活用	
	こども家庭センター、障害福祉課、保育・幼稚園課
●	療育の必要性の検討や児童発達支援※の質・量の評価、サービス量の検討ができるよう、発達支援調整会議の充実を図る。
●	児童発達支援センターとこども相談センター、保育・幼稚園課が連携し、就学支援に取り組むとともに各種教室を開催する。サービス利用の対象外であるが、支援が必要な子どもの支援策についても審議し、支援に取り組んでいく。
■早期の言語指導の実施	
	保育・幼稚園課
●	言葉に対して不安のある未就学児を対象に言語指導を行う。
●	指導教室のＩＣＴの活用で研修や教材研究を充実させ、指導の質の向上につなげる。
■言語聴覚療法の実施	
	市立病院
●	市立病院の専門職（言語聴覚士）で、吃音、難聴などの障害を持つ子どもへの言語聴覚療法を行う。
■関係機関の連携強化	
	健康づくり課、こども家庭センター、子ども支援課、障害福祉課
●	０歳から１８歳までの発達支援の情報の引き継ぎについて、発達支援ファイル「あしすとファイル」を活用する。
●	各学校の特別支援教育コーディネーター等、子どもの支援に関わる学校や関係機関等に、発達支援ファイル「あしすとファイル」の周知を図る。
●	令和５年８月に開設されたこども家庭センターを中核とする関係機関とのネットワークの活用により、関係各課・機関、障害児相談支援事業所をはじめとするサービス事業者等との役割分担の明確化や情報を共有し、子どもの成長を見守り続ける体制を整備する。
■支援情報の引き継ぎ	
	こども家庭センター、子ども支援課
●	こども家庭センターにおいて支援していた発達が気になる子どもについては、入学する学校へ情報を確実に引き継ぎ、必要に応じて学校訪問を行う。
●	０歳から１８歳までの障害のある児童の情報を関係機関の間で引き継ぐため、発達支援ファイル「あしすとファイル」の内容の更新、活用促進を引き続き行う。



■支援体制の整備	
	こども相談センター
● 幼児巡回相談で対応した児童は各幼稚園・保育所等において、療育が必要な児童は発達支援調整会議において、それぞれ支援方針及び療育体制を検討する。 ● サービスの利用にあたっては、対象児のニーズを十分に把握し、内容の検討を行う。	

アクション⑮ 保育所・幼稚園の体制の充実

■保育所・幼稚園職員への研修の支援	
	保育・幼稚園課
● 就学支援研修会を引き続き開催する。	
■保育所・幼稚園への児童の受入れ体制の整備	
	保育・幼稚園課
● 保育施設の委託費への療育加算や民間保育所障害児保育事業費補助金の交付により、障害のある児童の受入れ促進を図る。	
■適切な職員の配置	
	保育・幼稚園課
● 公立の保育所・幼稚園等については、加配保育士・支援教諭の必要性を踏まえた適切な職員配置を行う。 ● 私立の保育所・幼稚園等については、先進自治体の事例を参考に保育士の確保策を検討する。 ● 専門分野別研修（障害児保育）の受講促進のための支援を行う。	
■施設の整備	
	保育・幼稚園課
● 全ての子どもたちの安全確保のため、遊具の毎日の点検やヒヤリハット報告等により、危険を未然に防ぐ取組を継続し、必要な修繕は直ちに対応する。	

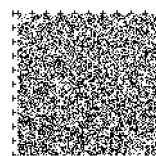


(2) インクルーシブ教育に向けた環境整備

アクション⑩ 教育相談・就学支援の充実

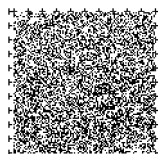
■教育相談の実施	
	子ども支援課
● 各校から就学支援委員を選出し、障害のある5歳から14歳（年長から中2）の児童・生徒の就学を対象に、次年度の就学や進路を見据えた教育相談を行う。	
■巡回相談の実施	
	子ども支援課
● 巡回相談員^{※12}や発達検査のできる特別支援教育相談員を配置し、小中学校等で保護者や学校と相談を行う。巡回相談にあげるまでの学校での取組等については、遅滞なく円滑に行えるように実施方法の改善を図る。 ● 長期的に適正な支援を行えるよう、こども家庭センターをはじめとする関係課・機関との連携を図る。	
■就学支援委員会による就学指導の充実	
	保育・幼稚園課、子ども支援課
● 児童・生徒の様子や保護者の意見と、就学支援委員会における医療、教育、心理分野の専門的な意見を踏まえ、適正な就学支援を図る。 ● 就学支援の説明会は、保護者や児童・生徒が就学先の決定に十分な時間をとれるように、年長時から年中時に変更する。	
■保護者が相談できる場の活用	
	子ども支援課
● 「焼津市立小・中学校の特別支援教育」パンフレットを毎年小中学校の全保護者に配布し、相談できる場の周知を図る。	
■進路支援の充実	
	子ども支援課、障害福祉課
● 児童・生徒の情報共有を行い、特別支援学校[※]卒業後の進路支援を行う。 ● 職業訓練校や普通高校、高等専修学校等へ進学した生徒の把握に努める。	
■支援情報の引き継ぎ	
	子ども支援課
● 発達支援ファイル「あしすとファイル」及び「就学支援シート」を活用し、就学時や入学時に適切に必要な情報を引き継ぐ。	
■通級指導[※]教室の充実	
	子ども支援課
● ことばの教室（言語に遅れがある児童対象）やまなびの教室・中学発達通級（発達障害[※]などのある児童・生徒対象）等の通級指導教室により、気になる子の支援を充実する。	

※12 【巡回相談員】児童・生徒一人ひとりが必要とする支援の内容と方法を明らかにするため、市内各学校を巡回し、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童・生徒の支援を実施する者に対し指導、助言を行う人のこと。



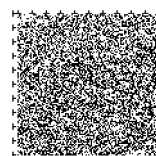
アクション⑰ インクルーシブ教育のための環境の充実

■小・中学校教職員に対する理解の促進	
	子ども支援課
● 特別支援教育※の推進重点項目を年度毎に示すとともに、「特別支援教育連絡協議会」等において実践的な研修を実施する。	
■特別支援教育コーディネーター※の配置	
	子ども支援課
● 各学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、発達障害※の疑い等のある児童・生徒を学校内の関係者や福祉、医療などの関係機関と連携して支援や配慮を行う。 ● 専門家チーム会議での事例検討に関係校の特別支援教育コーディネーターも参加することで、学校での具体的な支援方法につなげる。さらに連絡協議会を通じて全体での情報共有を行う。	
■人的体制の強化	
	学校教育課
● 国・県に対して、障害のある児童・生徒を指導する教員の加配や支援員の配置措置、定員の引き下げの要望を継続する。	
■教育施設・設備の整備	
	学校教育課
● 特別支援学級※や通級指導※教室の開設等、特別支援教育の充実を計画的に図るとともに、市内全域に設置した特別支援学級を充実させる。	
■個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用	
	子ども支援課
● 個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用し、障害のある児童・生徒等が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるように取り組む。	
■障害のある児童・生徒等が関わるいじめ等の防止及び早期発見等	
	子ども支援課
● 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）等を踏まえ、障害のある児童・生徒等が関わるいじめ等の防止や早期発見等のための適切な措置を講じる。	
■医療的ケアを必要とする児童・生徒等の教育支援	
	子ども支援課
● 医療的ケアを必要とする児童・生徒や病気療養児等長期入院を余儀なくされている児童・生徒が教育を受けたり、他の児童・生徒と共に学んだりする機会を確保できるように、医療機関等の関係機関と検討していく。	



アクション⑱ 放課後や休日の居場所づくり

■障害のある児童・生徒の放課後支援の充実	
	家庭支援課、障害福祉課、学校教育課、子ども支援課
●	放課後児童クラブの利用を希望する障害のある児童について、関係各課と連携を密にして対応するとともに、専門的知識等を有する指導員の配置を支援する。
■公共施設の活用促進	
	スマイルライフ推進課、子育て支援課
●	地域交流センターの建て替え時は、「ふれあいホール」や「子育て支援センター」のような子どもや親子の居場所の増加を図る。
●	大井川児童センター「とまとぴあ」や「ターントクルこども館」において、市ホームページで障害者施設などの団体利用申請の案内、受入れを引き続き行う。また、「ターントクルこども館」において、障害者施設貸切デーを実施する。



基本方針④ 生活の安定と自立の支援

【基本方針の概要】

障害のある人が地域で自立した生活が営めるよう、年金や各種手当、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

本人の就労に関する希望を踏まえながら、多様な就労の場の確保や福祉的就労の充実、多様な働き方の支援など、総合的な就労支援に取り組みます。

また、それぞれの適性に応じた能力を発揮できるように、事業主の障害者雇用への理解の促進や就労支援サービスを活用し、自立を支援していきます。

基本方針の考え方

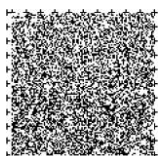
地域で自立した生活を営めるように、本人の就労の希望を踏まえながら、それぞれの適正や能力に応じた多様な就労機会の確保や多様な働き方の支援を進めます。

施策の展開

(1) 経済的安定のための支援

アクション⑱ 手当や年金等の給付

■障害のある人への各種手当や年金手続き等の改善	
	障害福祉課
特別障害者手当や特別児童扶養手当、静岡県心身障害者扶養共済年金制度等の各種手当や年金について、該当者や関係機関・団体、事業者等の意見を踏まえながら、手続きの簡素化やインターネット、SNS※を活用した申請など、手続きの改善を図る。	
■各種手当・制度の周知	
	障害福祉課
- 各種手当や制度について、ホームページへの掲載、該当者への直接口頭説明を行うとともに、民生委員、障害者団体、施設職員等への周知を行う。 - 医療費助成についても、該当者への個別周知と広報紙、市ホームページ、SNS等による広範な周知を図る。	
■社会福祉協議会における貸付制度の周知	
	社会福祉協議会
支援が必要な方の制度利用につながるように、引き続き関係機関と連携し、貸付についての周知を行う。	
■年金に関する相談	
	国保年金課
障害基礎年金等の制度について、日本年金機構と協力連携し、相談を受け付ける。	



アクション⑳ 減免・割引制度の利用支援

■手帳取得への支援	
	障害福祉課
● 減免・割引制度が受けやすくなるよう、関係機関と協力し、市ホームページや該当者への口頭説明により、障害者手帳の未取得者への取得促進を図る。	
■軽自動車税の減免手続きの支援	
	課税課
● 軽自動車税の減免手続きを申請する人に対して、減免の対象となる自動車について他部署と連携しながら確認を行い、減免手続きの支援を行う。	

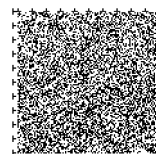
アクション㉑ 工賃向上への支援

■工賃向上のための支援体制	
	障害福祉課
● 委託作業共同受注や物販・役務の場の提供により、工賃向上を支援する。	
● 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）に基づく調達方針による目標額を増額し、庁内への呼びかけを強化する。	
■自主製品の紹介	
	障害福祉課
● 障害福祉サービス※事業所の自主製品や役務の情報を掲載・更新し、市ホームページ上で共有できるよう対応する。	
■共同製品の開発	
	障害福祉課
● 市内事業所が複数で協力し合うことにより、大型の受注を受けられるよう新商品の開発等の調整を図る。	
■調達方針や実績の公表	
	障害福祉課
● 「焼津市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づく調達や実績の公表を継続的に行うとともに、目標額を徐々に引き上げていく。	

(2) 就労支援体制の充実

アクション㉒ 雇用の促進支援

■企業の障害者雇用への理解促進	
	商工観光課、障害福祉課
● 庁内の関係課、国・県、関係機関で連携し、企業に対し、障害のある人の雇用促進や法定雇用率順守の意識が高まるように、情報提供や各種制度の周知を図る。	
■法定雇用率※達成のための取組	
	商工観光課、障害福祉課
● ハローワークと連携し、対象企業への制度・状況の周知、及び障害のある人の就労状況・特性等の理解を促進し、地域での雇用へとつなげ、法定雇用率の達成を目指す取組を行う。	



第4章 施策の推進

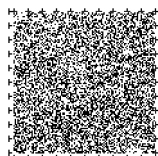
■庁内及び関係機関の連携体制の強化	
	商工観光課、障害福祉課
● 障害のある人の雇用・就労支援について、関係各課で実施している事業や実績などについて情報提供・共有を図る。	
■障害のある人の雇用を促進する企業への支援	
	商工観光課、障害福祉課
● 貴重な人材として障害のある人の雇用促進に取り組む市内企業を対象に、助成制度の創設などの支援を行う。	

アクション②③ 就労の支援体制の充実

■ジョブコーチ※支援制度の周知	
	障害福祉課
● ジョブコーチが在籍している社会福祉法人や企業と連携を図る。	
● 県が行うジョブコーチ養成研修等の周知を行う。	
■一般就労に向けた障害福祉サービス※の利用促進	
	障害福祉課
● 一般企業に就職を希望する人に就労移行支援等の障害福祉サービスを提供し、生活リズムの構築や作業能力の向上を図る。	
■障害福祉サービス※から一般就労への意向の活性化	
	障害福祉課
● 市内の通所事業所及び相談支援事業所が、福祉サービスから一般就労への移行の流れについてイメージを持てるように、事例の共有を図る。	
■就労定着の促進	
	障害福祉課
● 障害のある人の就労が定着するように、就労定着支援※の利用促進を図る。	

アクション②④ 障害者雇用機会の拡充

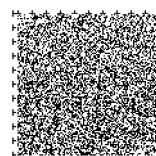
■実習生の受入れ	
	人事課
● 特別支援学校※から、市関連施設の職場体験をする実習生の受入れを継続的に行う。	
● 特別支援学校と連携し、実習生の受入れを行っていくため、職員へ情報提供等を行い理解促進に努めていく。	
■市関連施設での雇用	
	人事課
● 今後の障害のある人の法定雇用率の引上げを踏まえ、今まで以上に障害者雇用、定着支援が充実するように、「障害者活躍推進計画」に基づき対象業務、採用方法等検討し、法定雇用率が達成されるよう努めていく。	
■公契約における配慮	
	契約検査課
● 建設工事の総合評価競争入札制度において、障害者雇用状況を評価項目として設置する。	



(3) 福祉的就労の促進

アクション②⑤ 福祉的就労の促進

■福祉的就労の場の充実	
	障害福祉課
就労継続支援A型・B型※、就労移行支援※など、利用者本人の将来的な生活の希望も踏まえた就労希望や適性を見極め、家族や支援者の合意形成を図りながらサービスの利用につなげる。また、関係機関やサービス事業者と連携してスキルアップに応じた支援の調整などを図る。	
■就労支援施設等への通所費の助成	
	障害福祉課
市内の就労支援サービス等に通所するために要するバス運賃費用等の一部を助成する。	
■農福連携による就労支援の検討	
	障害福祉課
就労機会の創出などが期待できる農福連携の取組について、障害のある人の就労支援につなげる方策を検討する。	



基本方針⑤ 福祉サービスの充実と保健・医療との連携

【基本方針の概要】

本人とその家族等の支援者の地域での暮らしを将来にわたって支えるため、サービスの適切な利用を支える相談支援の充実や分野横断的な支援体制の構築などに取り組むとともに、福祉サービスの充実や、保健・医療との連携強化など、広域での連携も含めて取り組みます。

また、良質なサービスを持続的に提供できるように、人材の確保・育成や、サービス現場の生産性の向上など、県と連携して取り組みます。

さらに、虐待防止などの権利擁護に係る取組や、差別の解消及び合理的配慮の提供の一層の浸透を目指します。

基本方針の考え方

本人が望む自立した地域生活を営めるように、家族等の支援者への支援も含めた分野横断的な連携による継続的な支援体制の構築を進めます。

施策の展開

(1) 相談支援の充実

アクション②⑥ 相談支援体制の充実

■幼児巡回相談の充実

こども相談センター

- 学校教諭や保健師、保育士、臨床心理士※による、幼稚園・保育所等への幼児巡回相談や発達に不安のある幼児、運動面での不器用さ等をもつ年長児を対象とした教室を引き続き行う。また、幼児巡回相談後の継続的な園支援や保護者支援の充実に努める。
- 幼児巡回相談への評価や現状を把握するために幼児巡回相談アンケート調査を実施し、幼稚園・保育所等とのコミュニケーションを図っていく。
- 対象となる児童の状況を把握する幼児巡回相談チェックリストを見直し、児童の発達の状況がよりわかりやすくなるように改善する。
- 公認心理師、言語聴覚士による発達検査、言語に特化した検査、相談の質の向上に努める。

■サービス等利用計画の作成体制の整備

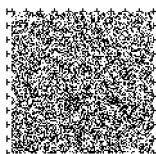
障害福祉課

- サービス等利用計画の作成にあたり、初回面接での信頼関係の構築やその後の相談者のニーズを正確に判断するためのアセスメントが適切に行われ、利用者本人の意思を尊重したサービスが提供できるように、計画相談支援事業者への指導を行う。
- 障害福祉サービス※を利用する人に対応できるよう、各事業所等における相談支援専門員研修の受講を勧め、支援員の確保及び質の向上を図る。

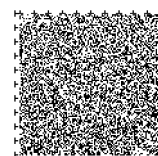
■焼津市障害者基幹相談支援センター※の運営

障害福祉課

- 令和3年3月に設置した地域の相談支援の中心的な役割を担う基幹相談支援センターの充実・強化を図り、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、暮らしを支える仕組みや相談体制の整備を図る。



■相談支援体制の整備	
	障害福祉課、地域福祉課
● 基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、計画相談支援事業者という三層構造の相談体制についての理解が深まるように、それぞれの役割と事業内容を明確化し、関係機関や団体、サービス事業者、当事者に周知の徹底を図る。 ● 本人だけでなく、家族等にも課題がある相談が多く、複合的な課題への対応が必要となるため、重層的支援体制整備事業の「困りごとマルっとサポート事業」での支援も見据えて対応していく。また、「困りごとマルっとサポート事業」は分野横断的な支援となるため、関係課や関係機関・団体等との問題意識、課題認識の共有、役割分担の明確化を図り、適切な支援プランを作成し継続的な見守りや支援を図る。	
■当事者や家族会で相談の実施	
	障害福祉課
● 障害者相談員を設置し、身近なところでの当事者からの相談対応を引き続き実施する。	
■発達障害※のある人への支援体制の整備	
	こども相談センター、障害福祉課
● 発達支援の関係機関で構成する「焼津市発達支援ネットワーク」により、関係機関が抱える困りごとから市としてできることを関係課にて共有し、成長段階に応じた途切れのない支援体制を構築する。 ● 発達支援コーディネーターと連携し、市民に対する知識の普及や啓発に向けた取組を検討する。	
■発達障害児連絡会の開催	
	こども相談センター
● 発達に課題を抱える子どもに関わる教育・福祉・医療関係者が、定期的・継続的に勉強会を行うとともに、今後は高等学校の参加も促進する。	
■介護保険制度と障害福祉施策との連携	
	介護保険課、障害福祉課
● 障害福祉サービス※利用者が円滑に介護保険サービスを利用できるよう、相談支援専門員からケアマネジャーへの情報提供に基づき、本人への情報提供を行う。	
■相談支援専門員の確保と育成	
	障害福祉課
● 市の自立支援ネットワークや志太榛原地域自立支援協議会で協力しながら、引き続き研修を行う。 ● 相談業務は専門性が求められる業務であるため、キャリアの浅い相談支援専門員が知識やスキルを習得し、キャリアアップが図れるように研修への参加を促す。 ● 基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、計画相談支援事業者との意見交換や、他機関との意見交換など、連携体制の構築に向けた研修会等の実施を図る。	



(2) 虐待の防止、権利擁護及び差別解消の推進

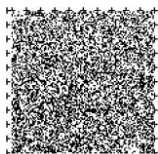
アクション②⑦ 虐待防止と早期対応

■障害者虐待防止法※の周知	
	障害福祉課
● 市民や関係機関に対して、障害者虐待防止法や虐待があった際の相談窓口の周知・啓発を引き続き行う。	
■早期対応への体制の充実	
	障害福祉課
● 虐待発見後の一時避難所の確保等、緊急時の対応について体制整備を図る。 ● 焼津市障害者基幹相談支援センター、こども相談センターや児童相談所等の相談機関との相互連携により、虐待の予防や支援を行う。	

アクション②⑧ 権利擁護の推進

■権利擁護制度※の利用促進・周知	
	地域福祉課、障害福祉課
● 重層的支援体制整備事業として整備を進めている「困りごとマルっとサポート事業」を権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、制度の利用促進・周知を図る。 ● 焼津市障害者基幹相談支援センター及び「困りごとマルっとサポートセンター」※¹³が情報を共有し、連携しながら制度の利用促進・周知を図る。	
■日常生活自立支援事業※の利用促進	
	社会福祉協議会
● 判断能力が十分でない市民に、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業について、関係機関への事業説明や福祉職員向けのパンフレットの配布により事業内容の周知を図り、利用促進を図る。	
■成年後見制度※の利用促進	
	障害福祉課、地域福祉課
● 判断能力が著しく不十分な市民に、財産管理などの法律行為を行う成年後見制度※の周知や市長申立手続きの実施を引き続き行う。 ● 市民後見人について周知・啓発を行い、3市1町で育成に取り組み、成年後見制度の利用体制を充実させる。	

※13 【困りごとマルっとサポートセンター】権利擁護支援の中核機関を含む各種福祉の中核機関を統合した総合中核機関。



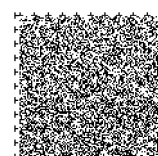
アクション⑳ 差別解消の推進と合理的配慮の提供

■障害者差別解消法※の周知	
	障害福祉課
事業者や市民に対し、広報紙や市ホームページ、SNS※、パンフレットの配布や出前講座等により障害者差別解消法を周知し、障害のある人への差別解消に係る啓発活動を行う。	
■合理的配慮の一層の浸透	
	障害福祉課
障害者差別解消法の一部改正に伴い、令和6年4月1日から事業者の「合理的配慮の提供」が「義務」となるため、事業者へ合理的配慮に関する事例集を配布するなど、合理的配慮の一層の浸透を図る。	

(3) 地域生活を支えるサービスの充実

アクション㉑ 地域生活支援体制の充実

■ホームヘルプサービスの充実	
	障害福祉課
- ホームヘルプサービスにおいて、24時間体制や休日対応の実施事業所の確保や介護人材の拡充に努める。 - 居宅介護事業所による自主グループで、質の向上に向けた協議を行う。	
■短期入所※（ショートステイ）の利用の推進	
	障害福祉課
- 介助者の急病など緊急時の対応や介助の負担軽減のため、短期入所（ショートステイ）の利用を推進する。 - 高齢者施設での受入れも拡大するなど、各事業所と協力し、利用者の障害特性に合った施設の利用を促す。	
■生活介護※の充実	
	障害福祉課
常時介護が必要な障害のある人に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供・充実を図る。	
■訪問入浴サービスの充実	
	障害福祉課
自宅の入浴設備での入浴が困難である在宅の重度の身体障害のある人に、専門スタッフが自宅に訪問して行う入浴サービスを提供する。	
■日中一時支援事業の推進	
	障害福祉課
日中一時支援事業の利用を推進し、障害のある人の日中活動の場の提供、また、家族の就労支援や休息の確保を図る。	



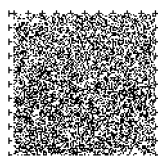
■重症心身障害児（者）※及び医療的ケア児（者）向けの在宅支援の充実	
	障害福祉課
● 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）について、福祉・保健・医療が連携した在宅支援の充実を図る。また、市単独では十分なサービスの提供が難しいものについて、圏域と連携しながら確保を図る。 ● 医療的ケア児（者）の支援について、市内介護サービス事業所へ共生型サービス※¹⁴についての理解を広めるための協議を行い、受け皿の拡大を図る。	
■強度行動障害※¹⁵のある人への支援の充実	
	障害福祉課
● 強度行動障害のある人への支援体制について、相談支援事業所、障害児通所施設、生活介護事業所、短期入所事業所、入所施設等の関係機関との協議を行い、支援の充実を図る。 ● 支援には専門的な知識が必要であるため、人材育成・人材確保を進めていく。	
■日常生活用具※給付・補装具費支給の実施	
	障害福祉課
● 重度の障害のある人・児童等を対象に、日常生活の手助けとなる日常生活用具給付や補装具費を、対象品目を見直しつつ、引き続き支給する。	
■軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	
	障害福祉課
● 18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童を対象に、補聴器購入・修理などの費用を一部助成する。	

アクション③ 地域移行の推進

■関係機関との連携強化	
	障害福祉課
● 保健所や病院との連携の下、長期入院者の退院へのニーズを把握して地域に必要な資源についての課題を見つけ出し、必要なサービスの充実を図る。	
■地域移行支援事業、地域定着支援※事業の推進	
	障害福祉課
● 志太榛原圏域及び本市の地域移行地域定着専門部会において、地域移行及び地域定着支援の課題と事業の検証を行う。	

※14 【共生型サービス】ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス。

※15 【強度行動障害】精神科的な診断ではなく、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その療育環境では著しく処遇の困難な状態。

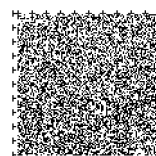


■地域移行のためのサービス提供の基盤整備	
	障害福祉課
● 本市の地域移行地域定着専門部会において、地域移行した人の状況を把握して病院や施設から出て地域で暮らすために必要な資源を検討・具体化する。 ● グループホーム※をはじめとする住まいの場の確保や宿泊体験、相談支援体制の強化など、サービス提供の基盤整備を図る。	

(4) 保健・医療との連携

アクション③ 保健・医療サービスの利用促進

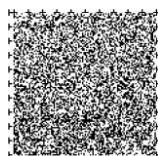
■医療機関・教育機関との協力	
	障害福祉課
● 医療機関や教育機関と協力し、それぞれの状況に合わせた支援を行う。 ● 二次障害の予防や健康保持・増進のため、安心して適切な医療を受けられるよう各医療機関との連携を図るとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、引き続き協力を要請する。	
■難聴者への支援	
	市立病院
● 難聴のある人・児童に対して、補聴器フィッティングのための聴力検査等を実施するとともに、補聴器販売店への紹介を行う。	
■歯科相談の充実	
	健康づくり課
● 歯科医師会と連携し、障害のある人から歯科診療の相談があった際に、市内の障害者歯科相談医を紹介し、歯科診療を受ける機会を得られるようにする。	
■訪問看護サービスの充実	
	障害福祉課
● 障害のある人が、在宅で療養生活が送れるよう、訪問看護サービスの充実を図る。	
■医療費の助成	
	障害福祉課
● 重度心身障害者（児）医療費助成制度により、医療費の負担軽減を図るとともに、制度の周知による利用促進を図る。 ● 精神入院等医療費について助成するとともに、並行して予防事業の充実を検討する。 ● 自立支援医療※（更生医療・育成医療）の給付に関しては、病院からの斡旋に基づき給付を行う。	



アクション③ 精神疾患等の支援の充実

■「精神保健福祉のしおり」の配布	
	障害福祉課
医療や年金の制度等の情報を提供するため、「精神保健福祉のしおり」を作成・更新し、病院や障害福祉課窓口、相談支援事業所に来所した人に配布する。	
■精神障害者家族教室などの開催	
	障害福祉課
NPO※法人焼津心愛会と共催で、精神障害のある人の家族に対して、障害の理解や本人への対応について学ぶ教室を開催するなど、家族をはじめ、地域や職場等においても精神障害への知識や理解を深めたり、お互いに悩みを話し合える場を提供する。	
■精神保健福祉の普及	
	障害福祉課
- 精神疾患についての講演会を毎年開催し、自殺対策等として疾患の理解や予防、対応方法等、地域や職場の人の理解を深めるための場を提供する。 - 事業者に対して、職場におけるメンタルヘルスの重要性や対策について周知を図る。	
■ひきこもり対策の実施	
	地域福祉課、子ども支援課、障害福祉課、商工観光課
- 青少年教育相談センターへのひきこもりに関する相談は、引き続きハローワークや静岡地域若者サポートステーションへ紹介する。 - 青少年教育相談センターでの相談体制を強化するため、子ども若者支援地域協議会や静岡地域若者サポートステーション、学校警察連絡会との情報交換等に努めるなど、連携を図る。 - 疾病や障害のあることが疑われる人は、引き続き保健所のひきこもり相談や委託相談事業所に照会し、経過を確認する。 - より多くの青少年が気軽に相談できるように、相談手段についての検討や、SNS※などを活用した情報発信や啓発活動を継続していく。 「親と若者の就労支援セミナー」を開催し、ひきこもりの方が就労し、自立につながるよう支援する。	
■ゲートキーパー※16の養成	
	地域福祉課、障害福祉課
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーの役割を担う人材を養成することにより、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図る。	

※16 【ゲートキーパー】地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。国の自殺総合対策大綱においても、「ゲートキーパー」の役割を担う人材などの養成が目標に掲げられている。



■高次脳機能障害※ ¹⁷ のある人への支援	
	障害福祉課、介護保険課
● 自立支援ネットワークにおいて、高次脳機能障害のある人の個別の支援方法の検討や民生委員・児童委員への高次脳機能障害の周知を図る。 ● 高次脳機能障害のある人について、関係課とケアマネジャー等が連携し、情報提供等による支援を行う。	
■失語症や高次脳機能障害※の訓練や相談の実施	
	市立病院
● 失語症や高次脳機能障害のある患者への訓練・相談を引き続き実施する。 ● 市立病院の失語症や高次脳機能障害の患者が集う「さざなみの会」については、感染症の流行状況など鑑みながら、活動内容や活動手段を検討していく。	

アクション③④ 難病支援の充実

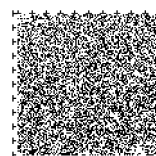
■難病支援の充実	
	障害福祉課
● 難病患者への障害福祉サービス※の支給について、今後、対象となる難病の拡大や変更があった場合、速やかに周知し、適切にサービスを運用する。 ● 難病患者が使える制度（県の医療費助成）やサービス（日常生活用具等）、指定難病の拡大や変更があった場合、速やかに周知する。 ● 難病患者が住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関や団体と連携しながら障害福祉サービスを提供する。	

（５）感染症対策の推進

アクション③⑤ 感染症対策の推進

■感染症対策の推進	
	健康づくり課、障害福祉課
● 感染症の発症を予防するため、ワクチン接種を促進するとともに、感染動向の情報などを発信する。 ● 事業所等においては、感染対策マニュアル及び業務継続計画の策定を促進する。	

※17 【高次脳機能障害】交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないことがある。



(6) 必要なサービス基盤の整備及び質の向上

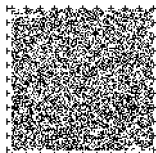
アクション③⑥ サービスの量の確保と質の向上

■サービス提供基盤の整備	
	障害福祉課
● 障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、自立支援ネットワークにおいて検討し、必要なサービス提供基盤の整備を行う。 ● 必要量の確保が難しいサービスについて、サービスへの新規参入や定員拡充を呼びかける。市のみでの確保が難しい場合は、圏域もしくは県内の他市町村と連携し、サービスの確保を図る。	
■ふじのくに型福祉サービス※¹⁸の推進	
	障害福祉課
● 共生型サービス※について、県の取組状況などを紹介しながら、障害福祉サービス※事業者及び介護保険事業者と協議を引き続き進める。 ● 短期入所※施設の提供については医療機関と連携して、医療的ケアができる短期入所施設の確保を図る。	
■サービスの質の向上	
	障害福祉課
● 事業所が互いに情報共有や関係づくりを行い、サービスの質の向上を図れるよう、焼津市障害者自立支援ネットワークの各専門部会を継続的に開催する。	
■居宅介護支援事業所の障害福祉サービス※の理解向上	
	障害福祉課
● 居宅介護支援事業所に対し、障害のある高齢者への支援方法等を学ぶ場を定期的に設置し、障害福祉サービス※への理解促進を図る。	

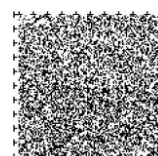
アクション③⑦ 人材の確保・育成とサービス現場の生産性の向上

■人材の確保	
	障害福祉課
● ハローワークやサービス事業所と連携した求職者に対する説明会の実施や、SNS※等を活用した採用戦略、教育機関との連携などについて検討する。 ● 子どもから高齢者まで幅広い世代へ向けた障害福祉の仕事の魅力について情報発信を行う。特に、中長期的な視点に立った人材確保を図るため、小中学校の児童・生徒等を対象に普及啓発に取り組む。	

※18 【ふじのくに型福祉サービス】県内に数多くある高齢者の介護サービス基盤を活用し、高齢者に加え、障害のある人、子ども等に対しても、年齢や障害の有無に関わらず、垣根なく福祉サービスを提供することを目指す静岡県独自のサービス。



■人材の育成、定着支援	
	障害福祉課
● メールやSNS等を利用し、サービス事業所に市や県などが開催する研修会や講習会の情報発信を継続して行う。 ● 新規で採用された福祉人材の支援として、キャリアアップの支援制度や就労奨励金の支給などを検討する。	
■多様な人材の活用促進	
	障害福祉課、社会福祉協議会
● 関係機関を通じて看護師や介護福祉士、社会福祉士等の保健・福祉人材の雇用状況を確認するとともに、潜在的有資格者等の復職・再就職の支援を図る。 ● 各事業所への受入れ意向等の状況を把握しながら、ボランティアポイントや有償ボランティアの導入などを検討し、人材不足の緩和を図る。	
■サービス現場における生産性向上の取組の促進	
	障害福祉課
● サービス現場における業務の仕分けや課題に応じた介護ロボットやICT※の活用が進むように、国や県の補助制度や導入事例などについての情報を提供する。	
■働きやすい職場環境づくり	
	障害福祉課
● 職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図るように事業所に働きかけを行う。 ● サービス現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進のため、県と連携し、事故情報の分析や、サービス現場に対する支援や指導を図る。	



基本方針⑥ 生活環境の整備

【基本方針の概要】

本人の意思を尊重し、希望する暮らしを実現できるように、基盤となる住まいの確保・充実に向けて取り組みます。

また、全ての人が社会のあらゆる分野に参加し、活動していけるように、公共的建築物や道路・交通環境など様々な場面におけるバリア（障壁）の除去に取り組みます。あわせて、社会参加にあたって必要とする情報の取得や情報の利用が円滑に行えるように、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。

基本方針の考え方

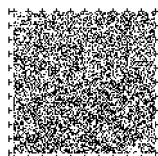
日常生活や社会参加などを阻むバリア（障壁）の除去やアクセシビリティの向上を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に進める。

施策の展開

（１）福祉のまちづくりの促進

アクション③⑧ 住まいの場の充実

■市営住宅のバリアフリー化	
	建築住宅課
● 比較的出入りが容易な低層階の住戸から、必要に応じ退去修繕の際に改修を行い、障害のある人や高齢者が生活しやすい環境整備を図る。	
■市営住宅への優先入居	
	建築住宅課
● 障害者対応の住戸の他、低層階の住戸については、障害のある人や高齢者向けとして可能な限り確保する。	
■建築なんでも相談の実施	
	建築住宅課
● 月に１度、市民相談室で地元の建築士が住宅の耐震化やバリアフリー※住宅等の相談に応じる。	
■耐震診断や補強工事の促進	
	建築住宅課
● 耐震上の不安がある住宅や障害者関連施設の所有者に、耐震診断や補強工事の実施についての指導や助言を行う。	
● 耐震補強工事費用の一部を助成し、障害のある人がいる世帯には、補助の上乗せを行う。	



■日常生活用具の給付	
	障害福祉課
● 在宅で生活する重度の身体障害のある人等に、居宅生活動作補助用具を給付する。	
■生活福祉資金（住宅資金）貸付制度の実施	
	社会福祉協議会
● 他から融資が受けられない収入の少ない世帯、高齢者世帯、障害のある人がいる世帯に、住宅の増改築や補修などを行う場合の資金の貸付を行う生活福祉資金（住宅資金）貸付制度について関係機関と連携し広く周知する。	
■住環境に関する各種助成制度の周知	
	建築住宅課
● 住環境に関する各種助成制度の概要が掲載されたパンフレットを関係部局の窓口に配置する。	

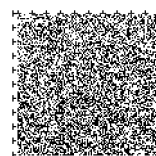
アクション③⑨ 公共建築物の整備

■公共施設のバリアフリー※化の促進	
	公有財産課
● 公共施設の新築や増築にあたっては、段差の解消や手すりの設置、円滑な動線の確保等、バリアフリーやユニバーサルデザイン※に配慮された施設整備に努める。	

アクション④⑩ 広範な公共施設の整備

■公園・緑地のバリアフリー化の促進	
	都市整備課
● 新設公園・広場の整備にあたり、インクルーシブ※ ¹⁹ 施設の採用など新たな生活スタイルに合った公園づくりを進める。	
■視覚障害のある人への配慮	
	道路課
● 歩道付き道路の整備にあたっては、横断歩道箇所や切下げ箇所に視覚障害者用誘導ブロックを設置していく。	
■低床バス※の運行	
	道路課
● 低床の自主運行バスの運行を維持する。また、デマンドタクシーのワゴン車両の乗降では、踏み台を用意して配慮を行う。	
■駅前広場の適正な維持管理	
	都市計画課
● 誰もが利用しやすい駅前広場に向けた維持管理を行う。	

※19 【インクルーシブ】包括という意味で、多様性を認め、全ての人が支え合いながらともに生活できる社会。



アクション④① 福祉のまちづくりのための啓発

■交通規範に関する意識啓発の推進	
	くらし安全課、土木管理課
● 「歩道に自動車や自転車、看板を置かない」「点字ブロック※の上に物を置かない」等、モラル向上に向け、毎年8月道路ふれあい月間に合わせた啓発や広報紙を通して市民に啓発する。 ● 焼津市交通安全対策協議会の関係機関や団体と連携し、静岡県交通安全協会焼津地区支部の交通指導員を中心に、幅広い年齢層に向けた交通安全教室や講話等を行う。	
■放置自転車や看板の撤去	
	くらし安全課、土木管理課
● 通報や職員によるパトロールにより道路上に置かれた看板等が発覚した場合は、不法占有物所有者に対して、移動・撤去するよう指導する。 ● 警察署や商店街等と連携し、自転車等放置整理区域を中心に不当に放置してある自転車の警告と撤去を行う。	
■障害のある人に関するマークの普及	
	障害福祉課
● ヘルプマーク※²⁰や聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）※²¹、耳マーク※²²など、障害のある人に関するマークの普及を図る。	

(2) 情報アクセシビリティの推進

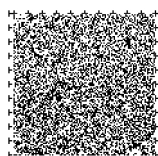
アクション④② 情報アクセシビリティの推進

■広報やいつの点訳版、音訳版の作成	
	障害福祉課
● 「広報やいつ」の点訳版及び音訳版を作成し、視覚障害のある人へ行政情報等を提供する。	
■障害者福祉ガイドブックの配布	
	障害福祉課
● 障害者手帳交付時に、各種の手続きやサービス内容を紹介する「障害者福祉ガイドブック」を配布する。 ● 点訳版及び音訳版ガイドブックを作成する。	

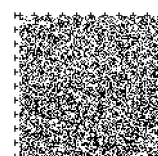
※20 【ヘルプマーク】義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からはわからなくても配慮を必要としている人が、援助が得やすくなるためのマーク。

※21 【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっている。

※22 【耳マーク】視覚障害のある人の「白杖」や「車いすマーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたもの。



■日常生活用具※の給付	
	障害福祉課
● 障害福祉サービス※である日常生活用具給付事業として、障害のある人の状況に応じた情報機器の給付を行う。	
■ＩＴ講習会の開催	
	障害福祉課
● 視覚障害のある人を対象に「ＩＴ講習会」を開催し、パソコンやスマートフォン等の基礎的な操作方法を習得してもらうとともに、視覚障害者サポートネットの紹介等を図る。	
■電子申請の拡充	
	障害福祉課
● 手話通訳者派遣申込、車いす借り入れ申請、はり・きゅうマッサージ補助申請、重度心身障害者（児）医療費助成受給者証再交付について、それぞれ電子申請を受け付け、手続き等をサポートする。	
■市ホームページのアクセスのしやすさの向上	
	シティセールス課
● ＪＩＳ規格に対応させるなど、アクセシビリティ※を意識したホームページの作成・運用を行う。 ● ホームページ作成新任職員を対象に、アクセシビリティの研修を毎年実施する。	
■最新の情報提供体制の整備	
	障害福祉課
● 制度改正に合わせて障害者福祉ガイドブックを毎年度改訂するとともに、該当者への個別通知、広報掲載、関係者への説明等により、情報提供を行う。 ● ホームページの情報を随時更新し充実させる。	



基本方針⑦ 防災・防犯対策の推進

【基本方針の概要】

障害のある人が災害時に取り残されることのないように、避難行動要支援者制度の推進や防災訓練の実施など、地域の協力を得ながら災害時の支援体制の強化に取り組みます。あわせて、緊急時の情報伝達体制の充実や、避難所の環境整備、福祉避難所の充実などに取り組みます。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、啓発活動や地域の見守り、緊急時の通報など、犯罪被害の発生・拡大の防止を図ります。

基本方針の考え方

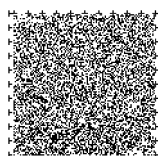
障害のある人が災害や犯罪の被害に巻き込まれることのないように、誰もが地域で安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、防災・防犯対策を強化します。

施策の展開

(1) 防災対策の推進

アクション④ 災害への備えの推進

■やいづ防災メールへの登録呼びかけ	
	地域防災課
- 地震や津波、気象情報等のほか、避難情報、同報無線放送内容など、市が必要と判断する災害に関する情報を配信する「やいづ防災メール」について、聴覚障害等の特性に応じた、多言語対応（英語・ポルトガル語）の情報収集手段として登録を呼びかけるとともに、登録作業の支援を行う。 - 令和2年12月より連携した焼津市公式 SNS*において、「やいづ防災メール」と同様の内容を受信できることについて周知する。	
■防災インフォメーション等の周知	
	防災計画課
焼津市の防災情報をまとめた「防災インフォメーション」や避難情報などをリアルタイムに確認できる「焼津市防災ポータルサイト」等、ホームページで閲覧者が情報収集をわかりやすく、迅速にできるよう周知していく。	
■FAX119及びNET119	
	志太消防本部
- 聴覚に障害のある人、うまく電話で話ができない人からのファクスによる火災・救急の通報を受信するFAX119を継続するとともに、制度の周知を図る。 - 音声による通報が困難な聴覚、言語機能に障害のある人が携帯電話等を介して、円滑に119番通報できるNET119について、制度の周知を図る。	
■日常生活用具の給付	
	障害福祉課
地震防災用具、情報関連機器（音声式携帯電話）及び人工呼吸器用外部バッテリーなどを給付する。	

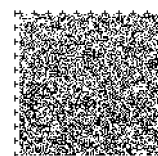


アクション④ 障害のある人に配慮した支援体制の整備

■障害のある人の防災訓練への参加支援	
	地域防災課、防災計画課
● 市内の訓練重点項目に要配慮者※に対する配慮を掲げ、自主防災会や防災委員が集まる会議等で要配慮者の防災訓練への参加の重要性を説明するとともに、自主防災会や自治会等とも連携し、障害のある人に対して訓練への参加呼びかけを行う。 ● 障害者団体が行う防災訓練について支援を行うとともに、訓練の検証等について、関係各課や自主防災会等の関係団体と情報共有を図る。	
■障害福祉サービス※事業所における防災訓練の実施	
	障害福祉課
● 障害福祉サービス事業所に対して、県や国から防災訓練に関わる情報提供の内容を周知する。	
■地域住民による支援体制の充実	
	地域防災課、防災計画課
● 自主防災会以外にも関係課と協力し、災害時における要配慮者への支援や配慮についての理解を深められるように、市民防災リーダー育成講座や出前講座等を開催する。 ● 防災訓練での取組を自主防災会役員向けに公開する『モデル地区提案型訓練』により、要配慮者※に対する取組を市内に波及させる。	

アクション⑤ 避難行動要支援者の把握と支援体制の充実

■避難行動要支援者避難支援体制の整備	
	地域福祉課
● 民生委員・児童委員に協力を仰ぎ、災害時の安否確認の重要性を周知しながら、世帯家族調べの際に、避難行動要支援者名簿の情報提供に同意する人の把握を行い、避難行動要支援者名簿の更新を行う。 ● 個別避難計画を作成する場合は民生委員・児童委員に協力を仰ぎ、要支援者の情報提供を依頼する。	
■災害時の支援マニュアルの作成	
	地域防災課
● 自主防災組織の救助隊を対象にした救助活動マニュアルに基づいて、継続的に実動訓練を行うとともに、市民への周知を図り、災害時に活用する。	



アクション④⑥ 避難所における配慮

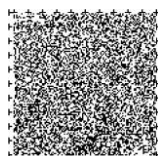
■避難所における障害のある人への配慮	
	地域防災課、防災計画課
- 避難所運営を検討する自主防災会に、避難所運営組織に要援護者班を設けるよう指導するとともに、学校単位で行われる地域防災連絡会の機会などを活用し、避難所の運営体制を積極的に議論するように促していく。 - 静岡県の避難所運営マニュアル及び焼津市福祉避難所設置・運営マニュアルの検証を進め、避難所の運営体制の強化を図る。	
■福祉避難所※の確保	
	地域福祉課（関係課：地域包括ケア推進課、保育・幼稚園課、障害福祉課）
- 通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者※のための福祉避難所について、更なる確保に努める。 - 福祉避難所を一次避難所とするための計画を綿密にしていく。	

アクション④⑦ 在宅避難のための支援

■プロジェクト「TOUKAI-0」※総合支援事業	
	建築住宅課
住宅の耐震化は、『①けがをしない・死者を出さない、②自宅で生活する（在宅避難）』のために重要な事前対策であり、戸別訪問、ダイレクトメールなどを活用し、制度の普及・啓発を行う。	
■家具等転倒・落下防止器具取付サービス、家具転倒防止器具等購入費補助金の周知	
	地域防災課
家具等転倒・落下防止器具取付サービスに加え、令和3年度からは家具転倒防止器具等購入費の補助が追加されたことについて、積極的に周知するため、防災出前講座や広報紙、SNS※、ホームページを使った広報活動を引き続き実施していく。	
■感震ブレーカー等設置補助制度	
	地域防災課
大規模災害後、停電が復旧した時に電気機器からの出火などにより発生する火災の対策に効果があるため、防災出前講座や広報紙、SNS、ホームページへの掲載、出先機関へのチラシの配布、業者による広報活動などで、制度啓発と積極的利用を呼びかける。	

アクション④⑧ 在宅避難時の支援

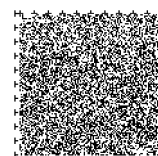
■避難行動要支援者支援チームの設置	
	地域福祉課、防災計画課
災害時は、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所に設置される自主防災会避難所運営本部等との連携・情報共有等を行う。	
■障害福祉サービス事業者※等の保有する情報の活用	
	地域福祉課
障害福祉サービス事業者等の保有する避難行動要支援者の居住状況等の情報を共有し、災害発生時には安否確認や救出救助に活用できる体制をつくる。	

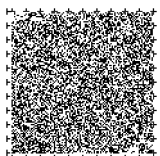


(2) 防犯対策の推進

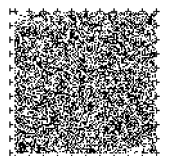
アクション④ 犯罪やトラブル防止のための啓発

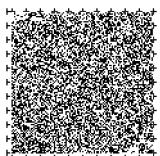
■消費者被害の防止	
	くらし安全課
● 障害のある人や介助者（施設従事者含む）、家族等も含め、市民に消費者被害の防止の有意性・即効性を重視し、段階的な啓発活動の拡充を図る。 ● 消費者被害の相談について、対応する関係部署・機関等に迅速につなげる。	
■防犯のための啓発	
	くらし安全課
● 警察及び防犯協会との連携強化を図り、障害のある人や介助者、家族等も含め、市民が犯罪に巻き込まれる、または関わることをないように、障害のある人や介助者、家族等も含め、市民に防犯に関する啓発活動を行う。また、金融機関等への協力要請にも取り組み、被害防止に努める。	





第 5 章 計画の推進体制





1 庁内連携体制の強化

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなど、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、庁内の関係各課との連携を強化し、計画の着実かつ効果的な推進を図っていきます。

2 地域における各関係機関・団体、企業との連携

障害のある人が住み慣れた地域で安心し、自立した生活が送れるようにするためには、行政だけではなく、地域住民や地域における各関係機関・団体、企業の協力が必要であるため、相互の連携を強化しながら計画の推進を図っていきます。

3 焼津市障害者自立支援ネットワークの充実

本市では、障害の有無に関わらず、市民が共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域課題の解決に向けた協議を行う機関として、平成 21 年より「焼津市障害者自立支援ネットワーク」を設置しています。

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」は、全体会議と各専門部会で構成されています。各専門部会では、障害福祉関係機関のネットワークづくりや様々な支援を必要とする事例の検討などを行い、全体会議では、地域資源の整備など各専門部会だけでは解決できない課題について審議・検討し、施策への反映を行っています。

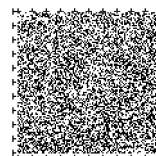
地域における総合的な支援ネットワークとしての機能強化を図るために、各専門部会を課題別やプロジェクト別の体系に構築し、関係機関などとの情報共有や連携の強化を図っていきます。

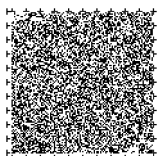
4 計画の進捗管理

国の「第5次障害者基本計画」では、計画の各分野に共通する横断的視点の1つとして、「PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進」を掲げています。

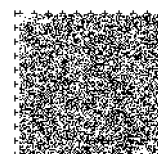
そのため、本市でも障害者権利条約※第31条、第33条等の趣旨を踏まえ、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによって本計画の進捗管理を図り、当事者・親等・支援者・行政が一体となって障害者施策を推進していきます。

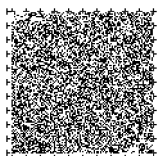
また、「焼津市障害者自立支援ネットワーク」の全体会議において、定期的に計画の進捗状況の報告を行い、障害のある人や障害福祉関係者などの意見を反映します。





資料編

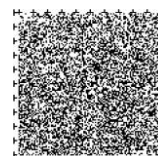




1

計画策定の経緯

開催日	内容
令和5年5月11日～ 5月24日	アンケート調査実施
令和5年8月22日～ 9月1日	関係団体へのヒアリング調査の実施
令和5年9月12日～ 9月21日	障害福祉サービス事業所へのヒアリング調査の実施
令和5年9月29日～ 10月6日	第5次焼津市障害者計画策定庁内幹事会（書面開催） ・課題の整理について ・計画の将来像、基本理念について
令和5年10月6日	第1回 焼津市障害者自立支援ネットワーク ・令和4年度自立支援給付費報告 ・各部会等からの活動報告 ・令和4年度焼津市障害者等相談支援事業活動内容について ・焼津市障害者計画及び焼津市障害福祉計画・焼津市障害児福祉計画の策定について
令和5年10月24日	委託相談支援事業所へのヒアリング調査の実施
令和6年1月22日～ 2月16日	パブリックコメントの実施
令和6年3月13日	第2回 焼津市障害者自立支援ネットワーク ・各専門部会からの活動報告 ・医療的ケア児者実態調査実施後の課題について ・特別支援学級教員との情報交換の場の継続開催について ・焼津市障害者計画及び焼津市障害福祉計画・焼津市障害児福祉計画の策定について

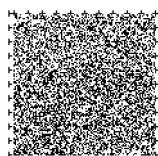


2

障害者自立支援ネットワーク委員名簿

敬称略・順不同

番号	所属	役職	氏名
1	社会福祉法人焼津福社会	理事長	池ヶ谷 聡
2	社会福祉法人高風会	理事長	淵脇 一啓
3	焼津市身体障害者福祉協会	会長	山田 敏晴
4	焼津市重症心身障害児（者）を守る会	副会長	天野 恭子
5	焼津市手をつなぐ育成会	副会長	鈴木 功治
6	焼津心愛会	理事	鈴木 茂夫
7	焼津市医師会	理事	山本 剛史
8	焼津市教育委員会	指導主事	望月 麻美
9	藤枝特別支援学校 焼津分校	副校長	杉山 晴美
10	焼津公共職業安定所	所長	飯妻 宏典
11	社会福祉法人東益津福社会	係長	鈴木 智企
12	空と大地と	理事長	大橋 妙子
13	静岡福祉大学	教授	木下 寿恵
14	静岡県中西部発達障害者支援センター COCO	管理責任者	櫻井 郁也
15	焼津市民生委員児童委員協議会	障害者福祉部会長	池谷 松太郎
16	焼津市社会福祉協議会	常務理事	石上 睦晃
17	焼津市ボランティア連絡協議会	会計	橋本 賀代



3 関連資料

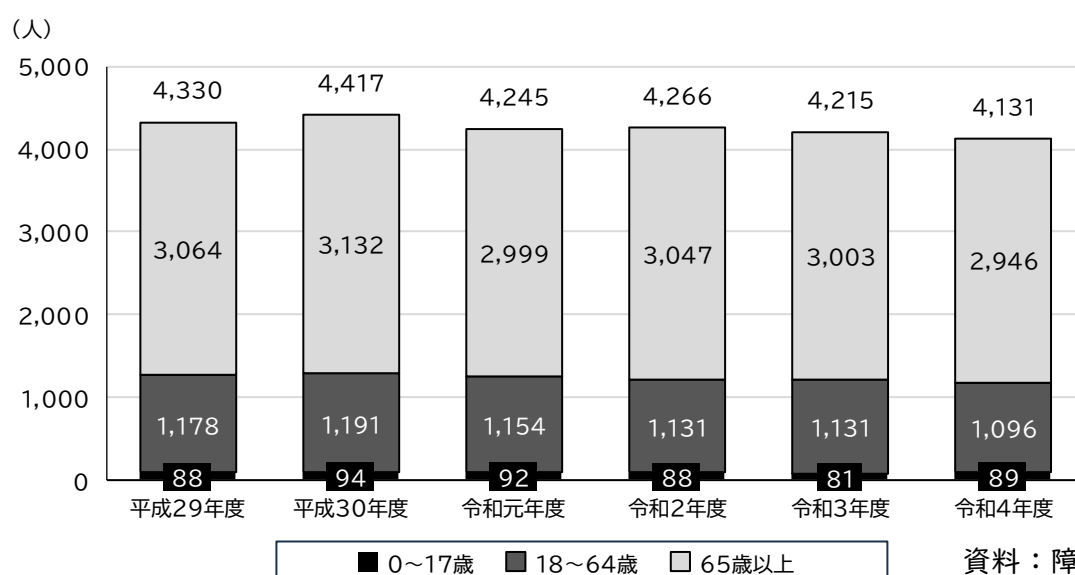
(1) 障害のある人等の状況

① 身体障害者手帳所持者の状況

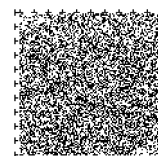
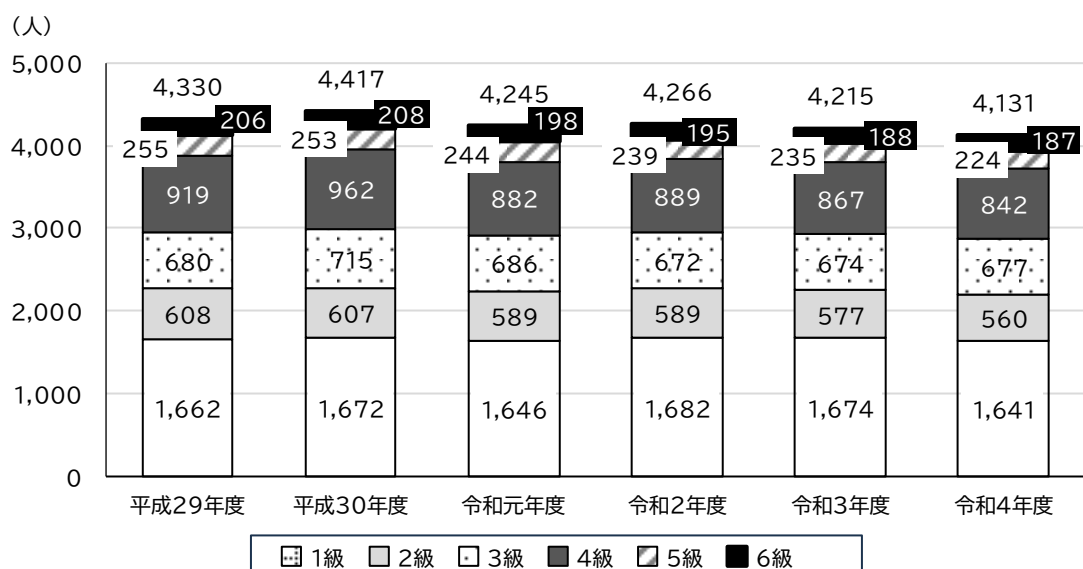
身体障害者手帳所持者数は、減少傾向で推移しており、令和4年度は4,131人となっています。年齢別にみると0～17歳及び65歳以上は横ばい、18～64歳は減少傾向となっています。

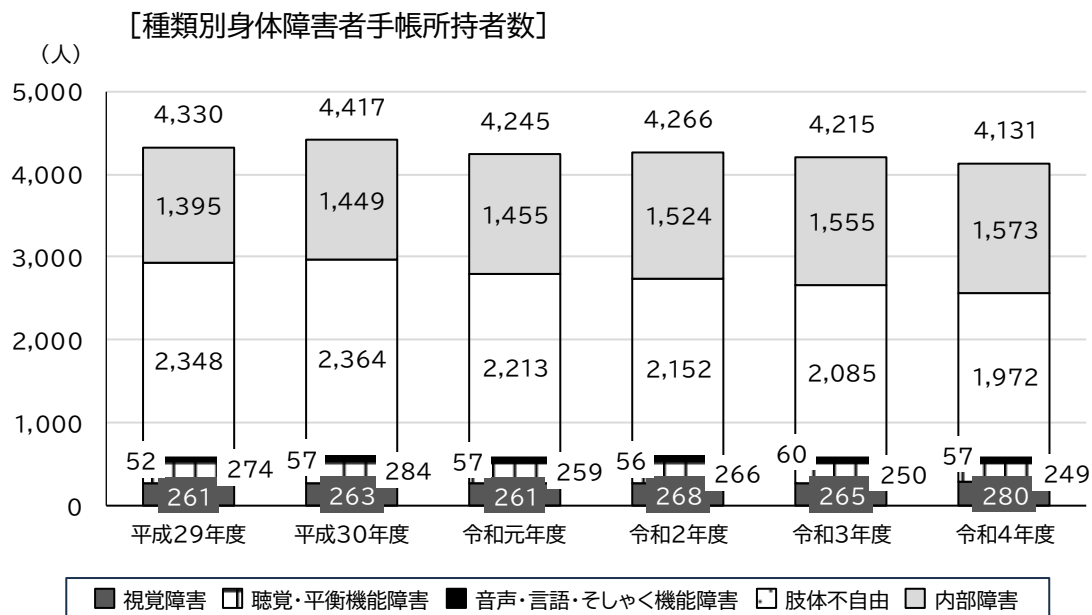
種類別にみると、肢体不自由及び聴覚・平衡機能障害は減少傾向となっています。

[年齢別身体障害者手帳所持者数]

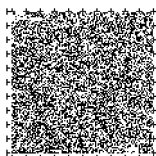


[等級別身体障害者手帳所持者数]





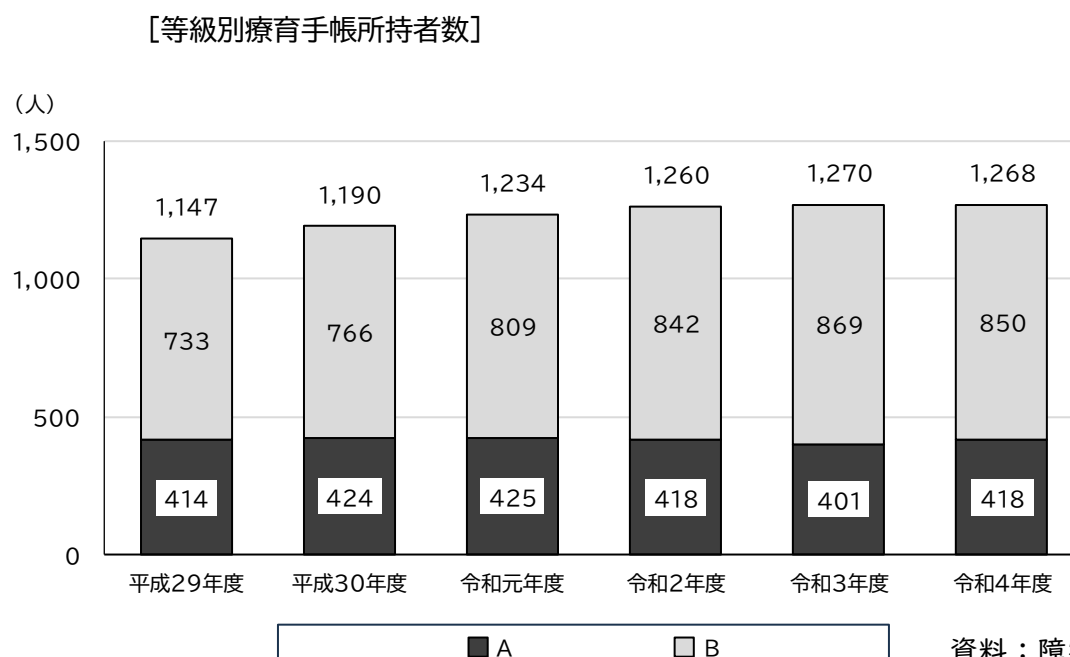
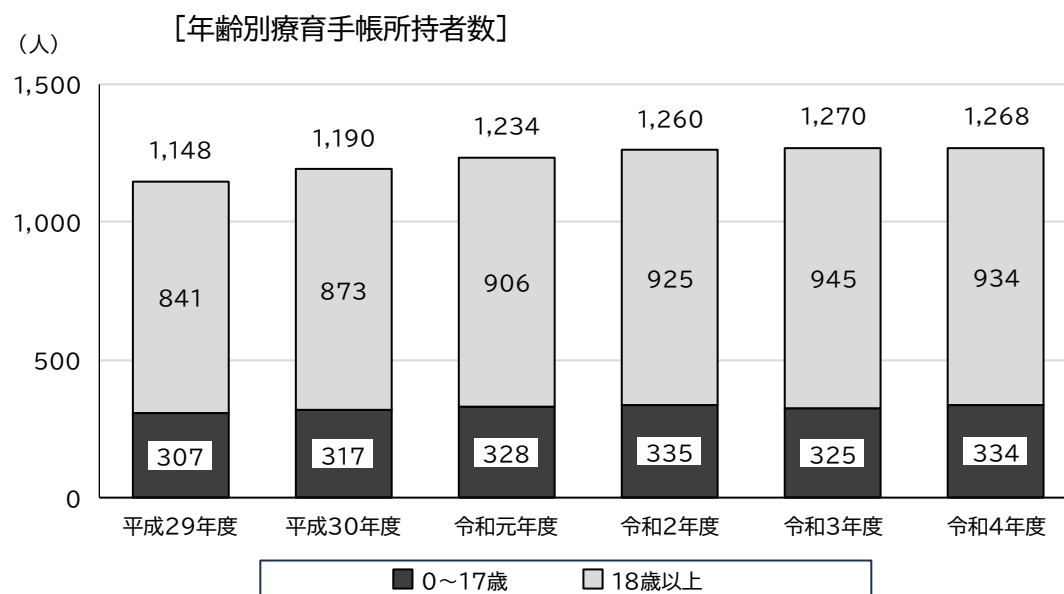
資料：障害福祉課



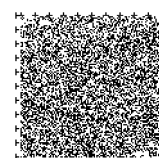
② 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度は前年度を若干下回ったものの、平成29年度から令和3年度までは増加傾向で推移しています。年齢別にみると0～17歳と18歳以上ともに増加傾向にあります。

等級別にみると特にB判定の増加数が多くなっています。



資料：障害福祉課

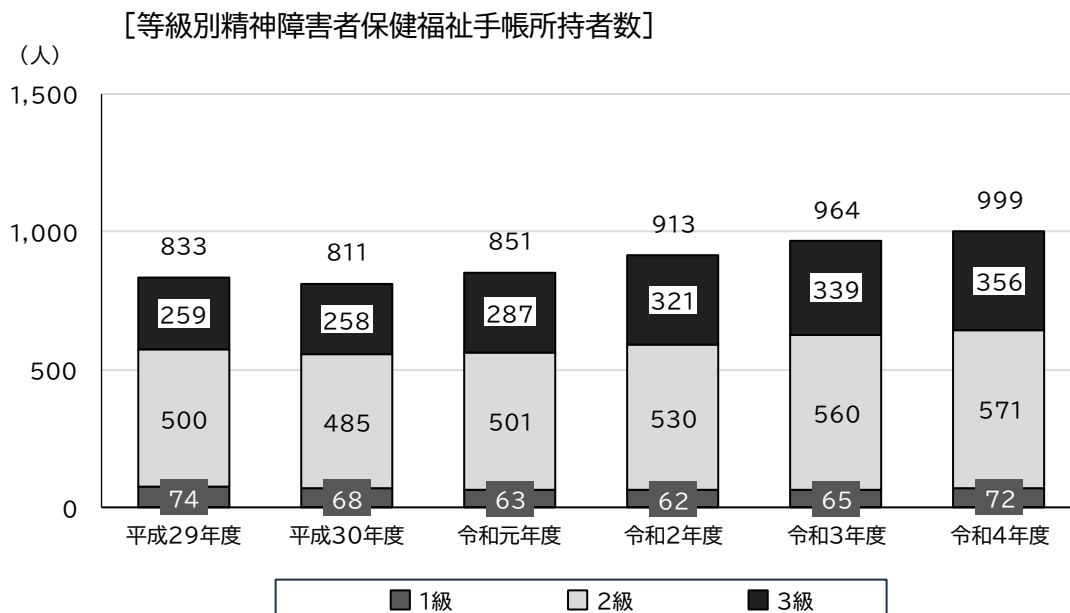
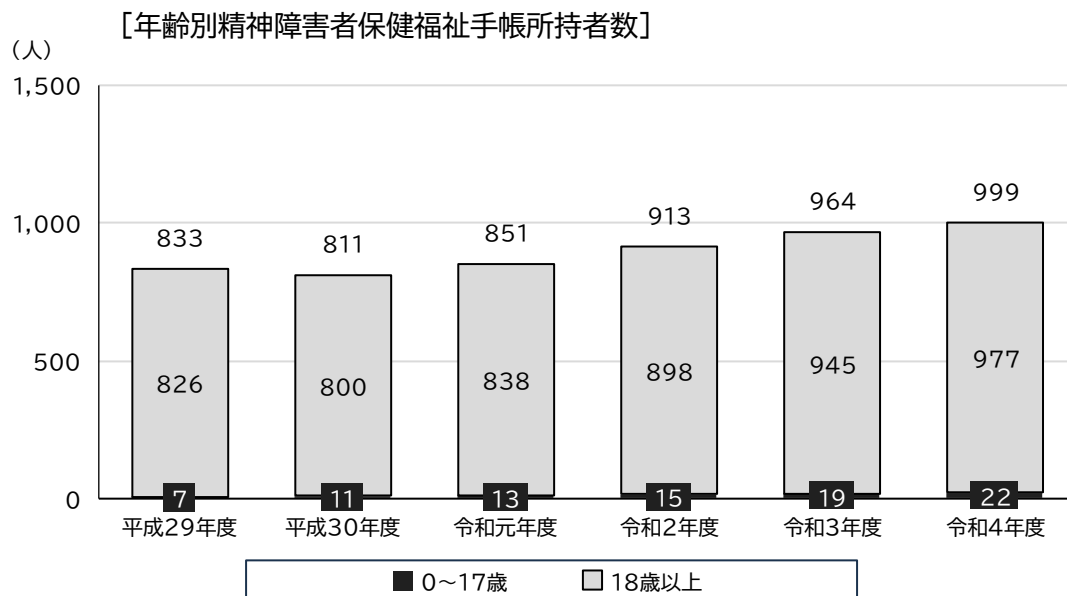


③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

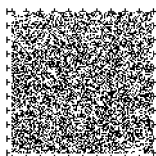
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度から令和4年度にかけて増加が続いています。年齢別にみても0～17歳と18歳以上はともに増加傾向となっています。

等級別にみると、2級と3級で増加傾向となっています。

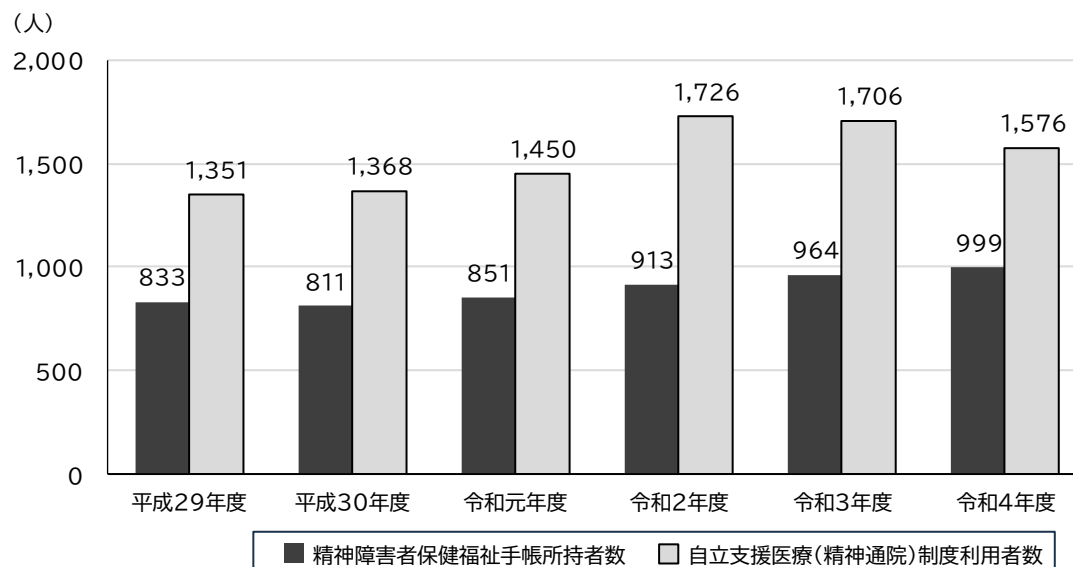
また、自立支援医療（精神通院）受給者数は平成29年度から令和2年度にかけて増加が続き、以降は減少していますが、各年度とも精神障害者保健福祉手帳所持者数の1.6倍から1.9倍となっています。



資料：障害福祉課



[精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院）受給者の推移比較]



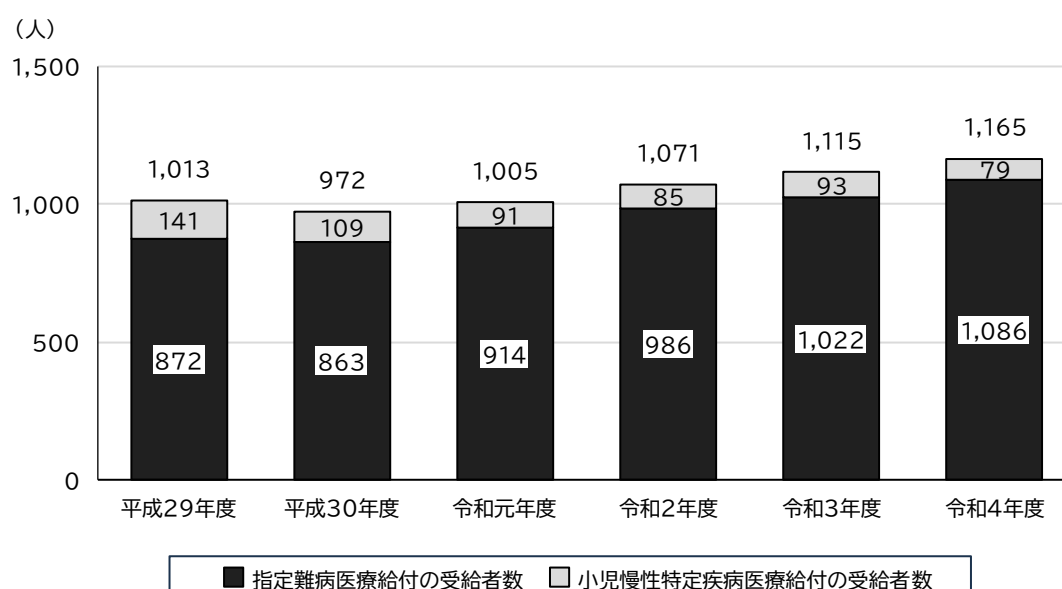
資料：障害福祉課

④ 難病の状況

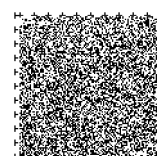
国や県が定める指定疾患・指定難病の患者数は平成30年度以降増加が続いています。小児慢性疾患（いずれも原因が不明、治療が難しい、経過が慢性的等）の患者数は、平成29年度から令和2年度にかけて減少し、以降は大きな変動はみられません。

指定疾患・指定難病と小児慢性疾患の合わせた難病の患者数は平成30年度以降増加しています。

[指定疾患・指定難病及び小児慢性疾患患者数の推移]



資料：静岡県中部保健所



(2) 障害のある児童・生徒の状況

① 特別支援学級の配置状況

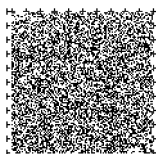
市内の小学校では特別支援学級及びことばの教室、まなびの教室が計9校、中学校では特別支援学級が計6校に配置されています。前計画策定時（平成28年5月1日現在）よりも小学校ではことばの教室及びまなびの教室が、中学校では知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級がそれぞれ1校ずつ増えています。

[市内の特別支援学級等の配置状況]

令和5年5月1日現在

	知的障害 学級	自閉症・情緒 障害学級	肢体不自由 学級	ことばの 教室	まなびの 教室
小学校					
焼津東	●	●			
焼津西					●
焼津南				●	●
豊田	●	●			
小川	●	●		●	●
東益津					
大富	●	●			
和田					
港			●		
黒石					
大井川東					
大井川西	●				
大井川南	●	●		●	●
中学校					
焼津	●	●			
大村					
豊田	●	●			
小川	●	●			
東益津					
大富	●	●			
和田					
港			●		
大井川	●	●			

資料：教育委員会



② 特別支援学校の在籍状況

令和5年5月現在、特別支援学校に在籍している焼津市からの児童・生徒数は、幼稚部が1人、小学部が71人、中学部が38人、高等部が75人、合計185人となっています。なかでも、藤枝特別支援学校の在籍者数が最も多く、小学部が49人、中学部が25人、高等部が41人、合計115人となっています。

[特別支援学校に在籍している焼津市からの児童・生徒数（令和5年5月1日現在）]

(人)

学校名（所在地）	種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
藤枝特別支援学校 焼津分校	知的・肢体	-	-	-	17	17
藤枝特別支援学校 （藤枝市）	知的・肢体	-	49	25	41	115
吉田特別支援学校 駿遠教室（島田市）	知的	-	1	2	-	3
静岡視覚特別支援学校 （静岡市駿河区）	視覚	-	3	1	2	6
中央特別支援学校 （静岡市葵区）	肢体・病弱	-	2	0	3	5
静岡聴覚特別支援学校 （静岡市駿河区）	視覚	1	1	2	-	4
静岡南部特別支援学校 （静岡市駿河区）	肢体	-	1	0	-	1
吉田特別支援学校	知的	-	14	8	12	34
合計	-	1	71	38	75	185

資料：静岡県教育委員会

③ 特別支援学校卒業生の進路

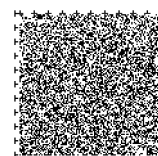
藤枝特別支援学校焼津分校高等部卒業生の進路をみると、各年度とも就職が最も多く、次いで福祉施設通所・在宅等となっていますが、令和4年度はこれまでと比較すると就職が少なく、福祉施設通所・在宅等が多くなっています。

[特別支援学校卒業生の進路]

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
進学	0	0	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0	0	1
就職	15	17	17	17	10
福祉施設通所・在宅等	1	1	0	1	7
その他	1	0	0	0	0
合計	17	18	17	18	18

資料：藤枝特別支援学校焼津分校



(3) アンケート調査結果

① 差別解消や権利擁護の関連

● 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の認知度

成年後見制度の認知度を手帳所持者別にみると、[身体障害] 及び [手帳なし] は「名前も内容も知っている」が3割前後ですが、[知的障害] 及び [精神障害] は2割前後となっています。日常生活自立支援事業の認知度を手帳別にみると、いずれも「名前も内容も知っている」が1割台にとどまっています。

[成年後見制度及び日常生活自立支援事業の認知度]

成年後見制度

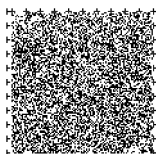
(%)

		名前も内容も知っている	名前があるが、内容を知らない	名前も内容も知らない	不明・無回答
身体	n= 343	30.0	35.0	32.4	2.6
知的	n= 330	20.9	31.5	43.3	4.2
精神	n= 237	19.0	43.9	35.0	2.1
手帳なし	n= 135	28.1	27.4	43.7	0.7

日常生活自立支援事業

(%)

		名前も内容も知っている	名前があるが、内容を知らない	名前も内容も知らない	不明・無回答
身体	n= 343	15.5	36.2	45.2	3.2
知的	n= 330	11.5	27.9	55.8	4.8
精神	n= 237	11.8	30.4	56.1	1.7
手帳なし	n= 135	18.5	20.7	59.3	1.5



② 日常生活の関連

● 生活を支えている主な収入

生活を支えている主な収入を手帳所持者別にみると、[身体障害][精神障害]は「あなたの給料・賃金・自営収入」及び「あなたの年金収入」を合わせた『自身の収入』が4～5割台となっていますが、[知的障害]は「父母の収入」が5割強となっています。

[生活を支えている主な収入]

(%)

		金あ ・あなた の給料 ・賃 金	あなた の年金 収入	配偶者 (夫または 妻の収入)	父母 の収入	子 ども・ 子ども 世帯 の収入	兄弟 姉妹の 収入	その他 の収入	不明・ 無回答
身体	n= 343	27.4	23.6	11.2	15.5	1.2	0.6	5.0	12.8
知的	n= 330	15.2	17.9	14.0	53.3	0.0	0.0	1.5	11.2
精神	n= 237	17.3	27.4	0.9	22.8	0.0	6.3	6.3	15.6
手帳なし	n= 135	35.6	3.0	10.1	17.8	0.0	6.9	0.0	7.4

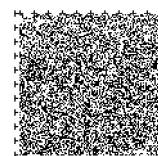
● 主な介助者が介助や支援をしていて困ることや不安

介助や支援をしていて困ることや不安を手帳所持者別にみると、いずれも「介助者・支援者である自分が亡くなった後の行く末が不安である」が最も高くなっています。また、[身体障害]及び[知的障害]は「災害時や緊急時の対応に不安がある」が、[精神障害]は「精神的な負担が大きい」が、その他の手帳所持者等と比べて高くなっています。

[主な介助者が介助や支援をしていて困ることや不安]

(%)

		自分 自身に 持病が あるた め不安 がある	仕事 ができ ない	急な外 出など の時に 人が代 わりに 介助・ 支援し てくれ ない	介助者 ・支援 者であ る自分 が亡く なつた 後の行 く末が 不安	身体 的な負 担が大 きい	精神 的な負 担が大 きい	経済 的な負 担が大 きい	旅行 や外出 ができ ない	休養 や息抜 きの時 間がない	災害 時や緊 急時の 対応に 不安が ある	相談 したい が、相 談先が わから ない	その他	特に困 っている ことは ない	不明・ 無回答
身体	n= 132	28.0	15.9	22.7	53.8	25.8	24.2	22.7	9.1	15.9	37.1	5.3	1.5	9.8	21.2
知的	n= 172	17.4	14.0	25.6	65.1	16.3	29.1	15.7	14.5	16.9	42.4	6.4	2.3	8.7	8.7
精神	n= 75	22.7	12.0	17.3	49.3	8.0	38.7	24.0	9.3	17.3	28.0	13.3	2.7	2.7	24.0
手帳なし	n= 13	38.5	23.1	23.1	61.5	15.4	38.5	53.8	7.7	23.1	23.1	7.7	0.0	7.7	7.7



● 今後、主な介助者が介助や支援ができなくなった時に心配なこと

今後、介助や支援ができなくなった時に心配なことは、手帳別にみると、[身体障害]は「日常生活における介助のこと」が、[知的障害]は「日常生活における介助のこと」「お金のこと」が、[精神障害]は「お金のこと」「ご本人の健康や体のこと」が、その他の手帳所持者等と比べて高くなっています。

[今後、主な介助者が介助や支援ができなくなった時に心配なこと] (%)

		住まいのこと	日常生活における介助のこと	お金のこと	仕事や職場のこと	成年後見人などの権利擁護に関するもの	ご本人の健康や体のこと	その他	不明・無回答
身体	n= 132	28.0	62.9	46.2	11.4	16.7	53.0	1.5	24.2
知的	n= 172	58.7	63.4	61.0	31.4	35.5	57.0	3.5	7.6
精神	n= 75	33.3	46.7	54.7	17.3	17.3	53.3	6.7	24.0
手帳なし	n= 13	46.2	61.5	76.9	15.4	7.7	84.6	0.0	0.0

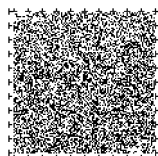
③ 相談支援関連

● 悩みを相談したい時の主な相談相手・相談先

主な相談相手・相談先を手帳所持者別にみると、いずれも「同居している家族・親戚」が最も高く、次いで[身体障害]及び[手帳なし]は「友人・知人」が、[知的障害]は「福祉施設の職員」が、[精神障害]は「医療機関（病院、診療所など）」が、それぞれ高くなっています。

[悩みを相談したい時の主な相談相手・相談先] (%)

		同居している家族・親戚	別居している家族・親戚	友人・知人	職場の同僚・上司	学校の先生	福祉施設の職員	障害者団体・支援団体	障害者相談員	民生委員・児童委員	ケアマネジャー
身体	n= 343	59.2	27.1	30.3	8.7	3.8	10.8	3.5	4.1	2.0	7.6
知的	n= 330	68.8	14.2	15.5	10.6	13.0	26.1	7.3	6.7	1.2	1.8
精神	n= 237	59.9	18.1	23.2	7.6	1.7	10.1	9.3	8.4	2.5	3.8
手帳なし	n= 135	62.2	23.7	43.7	15.6	5.2	5.2	0.0	0.0	0.7	2.2
		ホームヘルパーなど	医療機関、診療所など	ボランティア	近所の人	市役所、福祉課窓口など（障害者の福祉関係）	相談支援事業所（わおん、暁など）	その他	相談相手がい	相談ことはない	不明・無回答
身体	n= 343	2.9	17.8	0.9	3.8	9.3	7.9	3.5	6.1	5.5	4.1
知的	n= 330	0.9	15.5	0.6	2.4	8.8	19.4	2.7	1.5	4.5	5.5
精神	n= 237	1.3	36.7	0.8	1.3	8.0	8.9	7.6	7.2	3.0	1.7
手帳なし	n= 135	0.0	21.5	0.0	4.4	1.5	0.0	4.4	7.4	3.0	2.2



● 相談先に求めること

相談先に求めることを手帳所持者別にみると、[身体障害] 及び [精神障害] は「たらい回しにされず、1か所に対応できること」が、[知的障害] 及び [手帳なし] は「相談対応する職員に専門性があること」が、それぞれ3割台半ばと最も高くなっています。

[相談先に求めること]

(%)

		心市役所など、中	で近行な区域で、相談身	る員相と専門性がある職	こ軽Sとに相S談などできる気	るど土日や平日夜きな	対れたらず、1回しか所でさ	も訪問や電話して	その他	不明・無回答
身体	n= 343	6.4	29.2	35.0	8.5	19.0	37.9	10.5	3.2	12.5
知的	n= 330	8.5	31.8	33.6	7.3	14.2	29.1	8.2	7.6	16.1
精神	n= 237	7.2	30.8	32.1	11.8	21.1	34.6	11.8	6.8	8.9
手帳なし	n= 135	4.4	26.7	34.1	17.8	16.3	28.9	10.4	4.4	15.6

④ 情報のアクセシビリティの関連

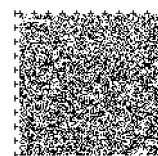
● 生活を送る上で必要な情報を入手するために必要だと思う取組

生活を送る上で必要な情報を入手するために必要だと思う取組を手帳所持者別にみると、[身体障害] は「地域のバリアフリーマップ（多機能トイレや安心して通行できる場所を示した地図）の作成」「公共施設内のわかりやすい案内（音声・点字・絵など）の充実」がそれぞれ3割台と高くなっています。その他の手帳所持者等は「わかりやすい表現やひらがなによる広報の作成」が、それぞれ3割台と最も高くなっています。

[生活を送る上で必要な情報を入手するための取組（主な回答）]

(%)

		よわかりやすい作成表現やひらがな	（音声・点字・絵など）の充実案内	る機地域のバリアフリーマップの作成で多	声・点字・絵など）の案内サイン（音声	活の公的施設や店舗、シヨンプラの	音声による広報の充実	る市役所窓口での筆談や手話によ	貸与の意思疎通支援用具の給付・	特にな
身体	n= 343	23.9	32.1	34.4	20.7	19.2	16.6	17.5	14.6	14.3
知的	n= 330	33.3	25.8	20.0	20.3	15.2	12.7	8.8	6.7	22.1
精神	n= 237	31.2	24.1	18.1	15.6	15.6	13.9	14.8	12.7	26.2
手帳なし	n= 135	30.4	26.7	27.4	26.7	20.0	22.2	15.6	13.3	24.4



● インターネットの利用状況

インターネットの利用状況を手帳所持者別にみると、いずれも「はい」が過半数を占め、[知的障害]及び[精神障害]は7割台と特に高くなっています。利用目的は、いずれも「日常生活での調べごとや情報収集」が最も高くなっています。[精神障害]は他の手帳所持者よりも全体的に高い割合となっています。

日常的に使う端末は、いずれも「スマートフォン・タブレット」が9割弱と最も高く、次いで「パソコン」が約4割となっています。

[インターネットの利用状況] (%)

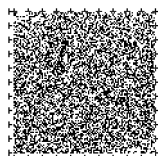
		はい	いいえ	無不明 回答・
身体	n= 343	69.4	27.7	2.0
知的	n= 330	53.0	44.2	2.7
精神	n= 237	73.4	25.3	1.3
手帳なし	n= 135	79.3	14.8	5.9

[利用目的] (%)

		電子メールの送受信	はグホーム 覧の開ページ ・設更・新・ブ 書き込みま たポ	S N S の利用	ト動 画投 稿・共 有サイ	入商 品・取 引サー ビスの購	て収 入を得 る仕事をし	と日 常生活 での調 べご 情報集	その他	不明・無 回答
身体	n= 343	64.3	29.0	45.4	22.3	49.2	1.7	79.8	1.7	2.1
知的	n= 330	29.1	14.3	38.9	38.3	21.1	0.6	55.4	9.1	1.7
精神	n= 237	55.7	25.3	58.0	39.7	53.4	5.7	84.5	3.4	1.1
手帳なし	n= 135	55.1	26.2	57.0	35.5	63.6	1.9	89.7	2.8	0.0

[日常的に使う端末] (%)

		パ ソ コ ン	ト ン ス ・ マ ー タ ー ブ レ ッ ツ オ	携 帯 電 話	固 定 電 話	F A X	そ の 他	てど い れ な い 利 用 し	不 明 ・ 無 回 答
身体	n= 343	45.4	84.9	18.9	8.4	4.2	0.4	0.0	1.3
知的	n= 330	19.4	93.1	14.9	7.4	1.7	1.1	0.0	0.6
精神	n= 237	48.9	87.9	17.2	6.9	1.1	1.1	0.0	0.0
手帳なし	n= 135	44.9	92.5	16.8	10.3	2.8	0.0	0.0	0.0



⑤ 就労・雇用関連

● 就業状況

就業状況は、手帳種別でみると、[精神障害]は「していない」が5割強と最も高くなっています。また、[知的障害]は「している（市内）」が4割強と高くなっています。

就業形態を手帳所持者別にみると、いずれも[身体]は「企業などで正社員・正職員として働いている」が、[知的]は「福祉施設・事業所などへ通所している（通っている）」が、[精神]及び[手帳なし]は「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」が、それぞれ最も高くなっています。

[就業状況]

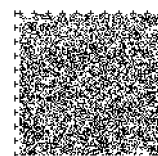
(%)

		している (市内)	している (市外)	していない	不明・無回答
身体	n= 343	28.0	22.4	42.0	7.6
知的	n= 330	42.1	11.2	41.5	5.2
精神	n= 237	27.0	16.9	53.2	3.0
手帳なし	n= 135	30.4	28.1	40.0	1.5

[就業形態]

(%)

		正社員・正職員として働いている	企業などで臨時職員、パートとして働いている	福祉施設・事業所などへ通所している	自営業を営んでいる	内職・自営業の手伝いをしている	その他	不明・無回答
身体	n= 173	38.7	28.3	14.5	6.4	3.5	5.2	3.5
知的	n= 176	11.9	25.0	54.5	0.0	1.1	4.0	3.4
精神	n= 104	10.6	53.8	22.1	1.0	3.8	4.8	3.8
手帳なし	n= 79	32.0	46.8	1.3	3.8	5.1	0.0	10.1



● 就労希望

今後の就業希望を手帳所持者別にみると、[精神障害] 及び [手帳なし] は「短時間の仕事をしたい」がそれぞれ4割台と最も高く、「フルタイムの仕事をしたい」と合わせた『就労したい』は[身体障害] [手帳なし] が6割台と高くなっています。

[就業希望]

(%)

		を短時間の仕事	仕フルをタイムの	わからない	その他	不明・無回答
身体	n= 50	30.0	22.0	36.0	8.0	4.0
知的	n= 102	18.6	26.5	43.1	5.9	5.9
精神	n= 40	40.0	22.5	17.5	10.0	10.0
手帳なし	n= 25	48.0	16.0	24.0	8.0	8.0

⑥ 防災関連

● 「避難行動要支援者台帳」の登録状況

避難行動要支援者台帳の登録状況は、手帳別にみると[身体障害] [知的障害] は「登録している」が2割強と他の手帳所持者よりも高い割合となっていますが、いずれも「登録していない」が多数を占めています。登録していない理由は、[身体障害] [知的障害] [精神障害] は「登録しなくても避難できるから」と「登録の仕方がよくわからないから」が3～4割台で拮抗しています。

[「避難行動要支援者台帳」の登録状況]

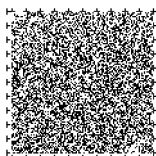
(%)

		登録している	登録していない	不明・無回答
身体	n= 343	23.0	72.9	4.1
知的	n= 330	28.2	64.8	7.0
精神	n= 237	6.3	89.5	4.2
手帳なし	n= 135	7.4	88.1	4.4

[登録していない理由]

(%)

		かも登録しなくても	な援登いが録から待てでもき支	から個人た情く報なをい知	いよ登かく録の仕方が	その他	不明・無回答
身体	n= 250	40.4	14.4	11.6	34.8	10.8	4.8
知的	n= 214	38.3	11.7	14.0	37.4	9.3	3.7
精神	n= 212	34.4	11.8	13.2	38.7	15.6	2.4
手帳なし	n= 119	61.3	2.5	12.6	27.7	8.4	1.7



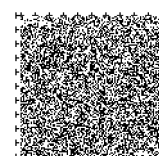
● 避難所で生活することとなった場合に望むこと

避難所で生活することとなった場合に望むことを手帳所持者別にみると、いずれも「人の多いところでの生活が大変なので小集団で生活できる場所を確保してほしい」が上位となっています。また、[身体障害]で「身体状況にあったトイレを設置してほしい」が、[知的障害]で「今通っている学校や福祉サービス事業所で過ごせるようにしてほしい」が、その他の手帳所持者等と比べて高くなっています。

[避難所で生活することとなった場合に望むこと（主な回答）]

(%)

		ほ活が人 しで大の いき変多 るない 場のと 所を小 ろ集 保団 のし で生 活	レ身 を体 設の 置状 況に ほあ しつ いた ト イ	にへ供障 よホ手害 るワ段特 案イトを 内ト確 なボ保 どーし やほ 音し 声い 提	し周順食 い囲番事 に待や 理ちト 解がイ し苦レ て手、 おな いこ 風 てと 呂 ほを	るサ今 よー通 うビつ にス し て 業 ほ し で 校 や 過 ご 福 せ 社	具な生 を医命 確療の 保機維 して器持 ほやの し日た い生め い生に 活 用 要	けわー たか目 いるで よう支 う援 なが マ ー 要 な を 人 付 と
身体	n= 343	34.4	35.6	21.9	16.6	9.3	20.4	12.0
知的	n= 330	53.6	12.7	18.2	23.9	30.9	8.8	12.7
精神	n= 237	61.6	15.2	21.9	21.1	9.3	12.7	12.2
手帳なし	n= 135	40.0	17.8	11.1	7.4	3.7	14.8	3.0



⑦ 文化芸術活動等の関連

● スポーツや文化芸術活動への参加状況及び参加意向

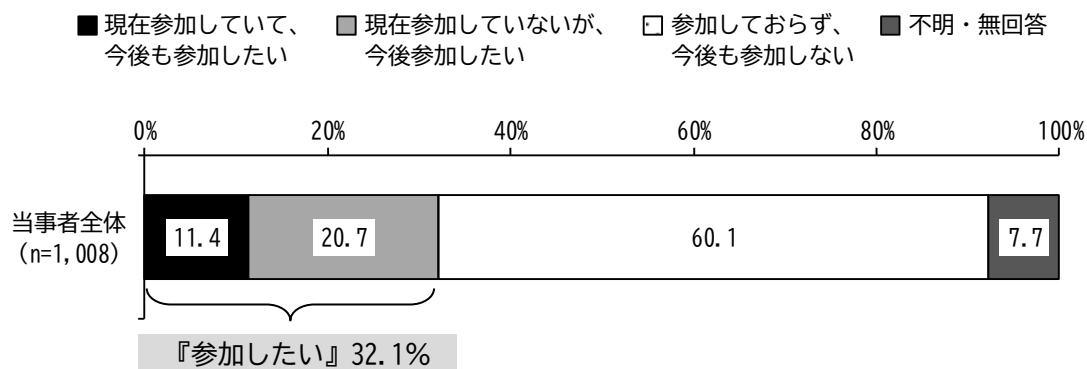
スポーツや文化芸術活動については、当事者全体で「現在参加していて、今後も参加したい」と「現在参加していないが、今後参加したい」を合わせた『参加したい』が3割強となっています。

参加したい活動は、「コンサート・映画・スポーツなどの鑑賞」が5割強と最も高く、次いで「スポーツ教室・大会などへの参加」が4割弱となっています。

● 活動の参加にあたって必要な条件

活動の参加にあたって必要な条件を手帳所持者別にみると、いずれも「身近なところで活動できる」が高くなっています。なお、[知的障害]は「適切な指導者やリーダーがいる」が、[精神障害]は「経済的な負担が少ない」「心身の健康状態が維持・向上する」がその他の手帳所持者等と比べて高くなっています。

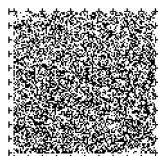
[スポーツや文化芸術活動への参加状況及び参加意向]



活動の参加にあたって必要な条件

(%)

		活動情報の提供	身近なところで活動できる	外出手段の確保	介助者がいる	適切な指導者やリーダーがいる	障害に配慮した施設や設備	経済的な負担が少ない	家族や周囲の人の理解	心身の健康状態が向上する	障害のある人も一緒に活動できる	施設の予約が取りやすい	地域への発表機会	その他	特になし	不明・無回答
身体	n= 110	35.5	44.5	20.9	21.8	30.0	35.5	36.4	24.5	18.2	40.9	18.2	1.8	0.9	8.2	4.5
知的	n= 113	40.7	52.2	24.8	23.9	42.5	29.2	36.3	31.0	14.2	34.5	11.5	5.3	0.9	6.2	4.4
精神	n= 78	34.6	52.6	20.5	2.6	29.5	19.2	52.6	29.5	47.4	41.0	16.7	3.8	5.1	0.0	3.8
手帳なし	n= 41	46.3	70.7	9.8	2.4	36.6	7.3	51.2	19.5	43.9	19.5	17.1	2.4	0.0	7.3	4.9



4 用語説明

あ 行

【ICT（アイ・シー・ティ）】

情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉として IT の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）】

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的として、令和3年9月に施行された。

【インクルーシブ】

包括という意味で、多様性を認め、全ての人が支え合いながらともに生活できる社会。

【インクルーシブ教育】

障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学ぶことを理念とする教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

【SNS（エス・エヌ・エス）】

ソーシャルネットワークサービス（Social Networking Service）の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

【NPO（エヌ・ピー・オー）】

Non Profit Organization の略。医療、福祉、環境、まちづくりなど、様々な分野で行政・企業とは別に社会的活動をし、営利を目的としない民間非営利団体のこと。

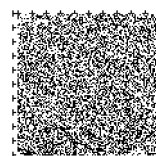
か 行

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度支援事業などの業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村直営または委託による設置等、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

【共生型サービス】

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害のある人が共に利用できるサービス。



【強度行動障害】

精神的な診断ではなく、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その療育環境では著しく処遇の困難な状態。

【居宅介護（ホームヘルプ）】

居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行う。（障害福祉サービス）

【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）】

平成 25 年 4 月に施行され、障害者就労施設で就労する障害のある人などの経済面の自立を進めることを目的とし、国や地方公共団体などが物品やサービスを調達する際、優先的・積極的に障害者就労施設などから購入することを推進するために制定された法律。市においては、毎年度、調達方針の作成及び調達実績の公表をする必要がある。

【グループホーム（共同生活援助）】

就労したり、通所施設に通っている障害のある人が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設。（障害福祉サービス）

【ゲートキーパー】

地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。国の自殺総合対策大綱においても、「ゲートキーパー」の役割を担う人材などの養成が目標に掲げられている。

【権利擁護制度】

知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が、地域社会で自立して生活するために、日常的な金銭管理や必要な福祉サービスの利用を支援すること。

【高次脳機能障害】

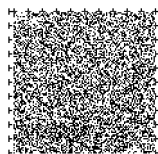
交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの 知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないことがある。

【合理的配慮】

障害のある人と障害のない人との平等を基礎として、全ての人権と基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適切な変更と調整のこと。特定の場合に必要とされるものであり、かつ均衡を失した、または過度の負担を課さないということが条件となる。

【困りごとマルっとサポートセンター】

権利擁護支援の中核機関を含む各種福祉の中核機関を統合した総合中核機関。



さ 行

【視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）】

読書は、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動であり、障害の有無にかかわらず全ての国民が読書することのできる環境を整備していくことを目的として令和元年6月に施行された。

【視覚障害者情報総合ネットワーク】

視覚障害者及び視覚による表現の認識が困難な人に対して、点字、デイジーデータなど様々な情報を提供するネットワーク。

【磁気ループ（磁気誘導無線装置）】

人が集まる会場や騒音が多い場所など、補聴器のみでは周囲の雑音により音声聞き取りづらい場合に、補聴器に直接音声を送り込むための機材。

【児童発達支援】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。（障害児福祉サービス）

【重症心身障害児（者）】

重度の肢体不自由と重度の知的障害を重複した状態にある児童（者）のこと。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行う。（障害福祉サービス）

【就労移行支援】

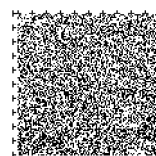
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（障害福祉サービス）

【就労継続支援（A型・B型）】

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする。雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型がある。
（障害福祉サービス）

【就労定着支援】

平成30年度から開始された障害福祉サービスであり、一般就労へ移行した障害のある人の内、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人等に対して、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス。（障害福祉サービス）



【手話奉仕員】

聴覚障害のある人と健聴者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、所定の講習を受けて手話の技術を取得することにより、社会参加を助ける担い手としての手話通訳を行う人。

【巡回相談員】

児童・生徒一人ひとりが必要とする支援の内容と方法を明らかにするため、市内各学校を巡回し、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童・生徒の支援を実施する者に対し指導、助言を行う人のこと。

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）】

平成 24 年 10 月に施行され、障害のある人の虐待を防止することを目的とし、虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。虐待を発見した際の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などが定められている。

【障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）】

平成 18 年 12 月に第 61 回国連総会で採択され、平成 20 年 5 月に発効した、障害者の人権条約。日本は、平成 19 年 9 月に署名している。教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害のある人に他者との均等な権利を保障すると規定している。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

「障害者自立支援法」を改め、新たに成立した法律。「自立」に代わり新たに基本的人権を保障された個人としての尊厳を明記。障害者の範囲に難病等が加わるとともに、重度訪問介護の対象者の拡大などの方向性が示されている。

【障害福祉サービス】

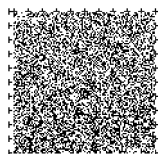
障害者自立支援法に基づく、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援するサービスのこと。「介護給付」と「訓練等給付」のサービスがある。

【障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）】

障害のある人による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として制定された法律。

【障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）】

障害のある人が文化芸術（音楽、映画、絵など）を鑑賞・参加・創造するための環境整備や、そのための支援を促進することを目的として制定され、平成 30 年に施行された。



【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】

平成 28 年 4 月 1 日に施行され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、国や自治体、民間事業に、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている法律。

【ジョブコーチ（職場適応援助者）】

障害のある人が就労する際に、一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

【自立支援医療】

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。障害の程度にあわせて次の制度が適応される。

精神通院医療	精神疾患で通院による精神医療が継続的に必要な人。
更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる人。
育成医療	身体に障害がある 18 歳未満の児童で、その障害を除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる人。

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。（障害福祉サービス）

【成年後見制度】

障害などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約を取り消したりする。

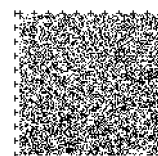
た 行

【短期入所（ショートステイ）】

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。（障害福祉サービス）

【地域活動支援センター】

通所することで創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るなど、障害のある人の自立した地域生活を支援する場。



【地域定着支援】

単身で生活する障害のある人や同居している家族の支援を受けられない者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態において相談支援を行う。（障害福祉サービス）

【聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレーサービス法）】

聴覚障害のある人等による電話の利用の円滑化を図るため、電話リレーサービスに係る基本方針の策定について規定するため、令和2年12月に施行された。

【聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）】

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっている。

【デイジーDAISY】

デジタル録音図書の国際標準規格のこと。

【通級指導】

小・中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、障害の状態に応じて行う特別な指導。

【低床バス】

乗り口から車内床面までの段差が1段のバス（ワンステップバス）と車高が低く段差のないバス（ノンステップバス）の総称で、高齢者や障害のある人などが乗り降りしやすいようになっている。

【点字ブロック】

正しくは「視覚障害者用誘導ブロック」であり、視覚障害のある人に対する誘導または段差の存在などの警告もしくは注意喚起を行うために路面に敷設されたブロックのこと。種類としては、移動の際の誘導を行うための平行線上の突起をつけた「線状ブロック」と、特定の場所を知らせたり警告したりするための点状突起をつけた「点状ブロック」がある。

【特別支援学級】

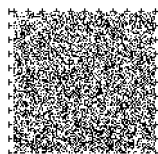
障害の程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。

【特別支援学校】

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月施行）」により創設され、従来の盲学校、聾学校及び養護学校について、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につける特別支援学校として位置づけられた。

【特別支援教育】

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。



【特別支援教育コーディネーター】

障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への支援を充実するため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため学校に配置される調整役。

な 行

【日常生活自立支援事業】

判断能力の不十分な高齢者や障害のある人が、自立した日常生活が過ごせるように、適切な福祉サービスの利用をはじめ、日常生活上の権利や利益を守ることを目的とした事業。

【日常生活用具】

身体障害のある人が日常生活を送る際に、障害による負担を軽減するために使う用具。

は 行

【発達障害】

脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、広汎性発達障害（自閉症やアスペルガー症候群）、学習障害、注意欠陥多動性障害など代表的なものである。

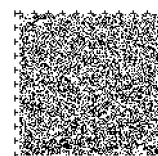
自閉症	他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を持つ。
アスペルガー症候群	知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。
学習障害（LD）	全体的な知的発達の遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定能力に困難がある障害。
注意欠陥多動性障害（AD／HD）	多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障害。勉強や仕事などに細かい注意を払うことができずに誤りを起こす、よく物をなくす、話しかけられても聞いていない、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持つ。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去だけでなく、社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

【避難行動要支援者】

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。



【福祉的就労】

民間企業や公共機関、自営や起業などでの一般就労に対して、労働市場では職を見つけることが困難な障害のある人のための代替雇用（保護雇用）による就労形態のことを呼ぶ。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型及びB型）などの福祉サービスで就労すること。

【福祉避難所】

障害のある人や要介護高齢者、妊産婦、乳幼児等、特別な配慮を必要とする人（要配慮者）への配慮・対応がなされた避難所。

【ふじのくに型福祉サービス】

静岡県内に数多くある高齢者の介護サービス基盤を活用し、高齢者に加え、障害のある人、子ども等に対しても、年齢や障害の有無に関わらず、垣根なく福祉サービスを提供することを目指す静岡県独自のサービス。

【ふじのくに福産品（ふじのくにふくさんぴん）】

障害のある人が働く障害福祉サービス事業所の製品である「授産品」の愛称。静岡県では、障害のある人の工賃向上と経済的な自立を支援するため、授産品「一人一品運動」を推進している。

【プロジェクト「TOUKAI-0」】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅を対象とした、静岡県の木造住宅耐震化プロジェクト。

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など外見からはわからなくても配慮を必要としている人が、援助が得やすくなるためのマーク。

【法定雇用率】

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主に対して、従業員に占める障害のある人の割合が一定以上であるよう定めた値。民間企業は令和6年度より2.5%、令和8年度より2.7%へ段階的に引き上げられる。国及び地方公共団体等は令和6年度より2.8%（教育委員会は2.7%）、令和8年度より3.0%（教育委員会は2.9%）へ段階的に引き上げられる。

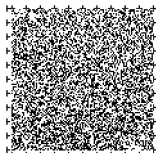
【ボランティアビューロー】

地域社会において、ボランティア活動を援助し推進するための拠点となる機関。

ま 行

【見守り員】

焼津市社会福祉協議会が地域住民との協働で進める見守り活動「だれもが安心して暮らせるふれあいネット」に協力する地域住民。



【耳マーク】

視覚障害のある人の「白杖」や「車いすマーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたもの。

【民生委員・児童委員】

民生委員とは、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。「児童委員」を兼ねている。

また、児童委員とは、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人のことであり、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や 行

【ユニバーサルデザイン】

年齢や障害の有無に関わらず、可能な限り全ての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすい」デザインとすること。

【ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）】

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として制定され、平成 30 年に施行された。

【要配慮者】

災害の際に家族以外の人の手助けがないと避難できない在宅生活をしている障害のある人や高齢者、要介護者などの人。

【要約筆記（者）】

聴覚障害のある人のためのコミュニケーション手段のひとつで、話の内容を要約し、それを文字にして伝えること、またはそれを行う人。

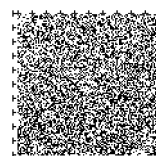
ら 行

【リハビリテーション】

障害のある人に対し、機能訓練と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療訓練。

【臨床心理士】

臨床心理学に基づく知識や技術により、心理的課題を抱える人に専門的な立場から援助する人のこと。



第5次焼津市障害者計画

～お互いを理解し尊重し合い、

全ての人が輝ける共生のまち 焼津～

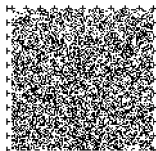
発行年月日：令和6年3月発行 焼津市

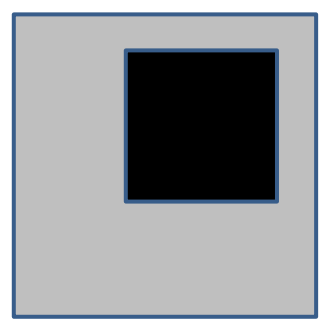
編集：焼津市 健康福祉部 障害福祉課

〒425-8502

焼津市本町二丁目16番32号

TEL：(054) 631-5532 (054) 626-1127 (直通) FAX：(054) 626-2189





第5次
焼津市障害者計画
フラッとピタッとやいづプラン